



図Ⅲ-22 文化元年宗門人別改帳
前書（田村半十郎家文書）

第三章 戸籍・人口の変遷と村財政

第一節 宗門人別帳からみた村

宗門人別帳 について

江戸時代の村の人口などを知るためにはいくつかの方法があるが、いちばん一般的なのが宗門人別帳しゅうもん にんべつ あたためちようや宗門人別改帳しゅうもん にんべつ かいちようと呼ばれる帳簿を利用することである。宗門人別帳とは、寛永一七年（一六四〇）ま

ず幕府の直轄領において、キリシタン信仰を根絶するために個人ごとにそれぞれ信仰する宗派寺院の檀那であること

を各寺院に証明させる政策をとり、各寺院別に戸主以下家族・奉公人などの名前・年齢や所属寺院、その家の牛馬の数や所持高などを記載した宗門人別帳を作成させたことに始まり、寛文期（一六六一～七〇）には諸藩にも拡大され全国的な制度となった。

この宗門人別帳は毎年作成されるが、村役人や一般の百姓の区別もなく村の全員が帳簿に記載され、他村からの奉公人や他村への奉公人の人数も記載されていることから、事実上

村の戸籍簿としての性格を持ち、これによって戸数や人数の変遷および所持高の変化はもちろん、江戸時代の村の家族の具体的な様相をかいま見ることができるのである。

地域の宗門 人別帳

地域の福生村と熊川村にはそれぞれ多くの宗門人別帳が残されており、多様な分析に耐え得るものとなっている。

福生村に残されている宗門人別帳は、安永一〇年（一七九一）のものをもっとも古く、以後寛政二年（一七九〇）からはほとんど連年にわたって合計七六冊が残存している（田村半十郎家）。熊川村の幕府領では、文化九年（一八三二）から慶応四年（一八六八）まで、これもほぼ連年にわたって五六冊が伝わっている（石川彌八郎家）。熊川村の旗本領については、田沢領に文政四年（一八二二）・同六年・天保一四年（一八四三）・弘化三年（一八四二）・安政五年（一八五八）の計五冊のみが残っている（内出英雄家）。

以上、地域の宗門人別帳は、福生村・熊川村とも幕府領のものが質・量ともに充実しているが、その記載形式をここで見ておくことにしよう。まず文化九年の熊川村の宗門人別帳（石川彌八郎家文書）は、最初に「壹季居、出代り之時節たる之間、宗門之儀念入りのをあらため、邪蘇宗門ニて之無き旨、請人立て相抱う可き事」と、一年季の奉公の変わり目の時期にあって宗門に十分気をつけて、キリシタンの者を雇ったりしないようにするという条項をはじめ、同様にキリシタンへの警戒に関する条項二つを書き上げている。年によってこの条項は多くなったり多少の変化をきたしたりはするが、その内容はほとんど同じである。ついで、これを遵守すべく「名主百性妻子下人は申すに及ばず、寺方同宿沙弥ならびに道心者・行人・虚無僧・山伏・浪人等、地借・店貸シ迄壺人も残らず相改」めることを誓約することになる。すなわち一般の百姓はもとより、その家族や奉公人、村に住むいろいろな宗教者や借地・借家人など、

あらゆる人間を対象としていたのである。

この後に熊川村の石高や江戸からの里程などが記され、次にそれぞれの家の人名や年齢、所持高などが記載されている。その形式は以下のようになっている。（『近世1』113）

高拾四石三斗六升貳合五勺

名主	弥	八	郎	印
女房	き	申	三十五才	の 印
母	み	同	廿九才	ね 印
伯父	宗	同	五十九才	吾 印
下男	金	同	六十七才	八 印
下女	つ	同	廿九才	ね 印
		同	十五才	
ノ六人内	男三人			
女三人				



図Ⅲ-23 宗門人別改帳の記載形式 (田村半十郎家文書)

右弥八郎儀、禪宗柴崎村普濟寺旦那二紛れ御座無く候
 処、代と拙寺代印仕り候

武州多摩郡柴崎村普濟寺末

同州同郡熊川村

禪宗 大慈山 千手院 ㊦

このように、所持高が記されてから家族や下人の名前と年齢が列記され、総人数と男女別の人数が集計され、最後に弥八郎家の者が普濟寺(立川市)の檀那に間違いない旨を、普濟寺の末寺である熊川村の千手院が証明するという形式をとっている。ただしここで、下男金八と下女つねは他村からの奉公人であるために旦那寺が異なっている、それぞれに自分の旦那寺を記載している。

熊川村では、柴崎村の普濟寺を旦那寺としている家は弥八郎家の一軒だけであるので、弥八郎家の家族の書き上げにつづいてすぐに寺院の証明文がきているが、普通は一つの寺院に何軒・何十軒の檀那がつくので、この場合はそれら檀那のすべてを列記した上でその総戸数や総人数を集計し、最後に寺院の証明文がくることになる。この場合の形式を、福生村の天保三年(一八三二)の宗門人別帳によって示してみることしよう(『近世1』116)。なお、前書きなどは省略して、人名の列記の部分から引用を始める。

禪宗 長徳寺檀那

一高六斗三升五合

(中略)

ノ七人内	男四人	道心	同人娘	同人倅	同人倅	同人伯母	同人父	百姓
女式人	老人	常	か	長	由	き	茂	長右衛門
馬	老	安	や	藏	太	の	兵衛	
疋					郎			
		当辰四拾八才	当辰拾壹才	当辰拾六才	当辰貳拾才	当辰六拾六才	当辰八拾才	当辰五拾才

家数合百拾壹軒

人別合五百三拾三人

内 男貳百八拾貳人

女貳百四拾六人

僧壹人
道心四人

馬三拾六疋

右は代々禪宗にて、拙寺檀那ニ紛れ御座無く候、

若し御法度之宗門と申者罷り出で候はば、

拙寺何方迄も罷り出で急度申し訳仕るべく候、以上

武州多摩郡小和田村

禪宗広徳寺末

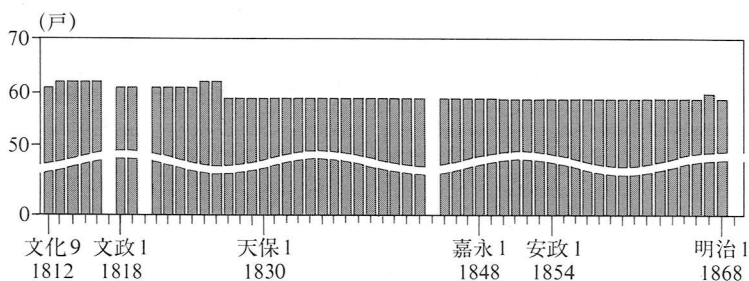
同州同郡福生村

禪宗 長 徳 寺

(後略)

(中略)の部分は、長徳寺のほかの檀那が一一〇軒分延々と列記されており、その後で長徳寺檀那分の戸数や人数が集計され、最後に長徳寺の証明文がつけられることになる。なお(後略)の部分には、清岩院や宝蔵院など福生村のほかの寺院や他村の寺院の檀那になっている人々の書き上げがつづくのである。

第1節 宗門人別帳からみた村



図Ⅲ-24 熊川村幕府領分の戸数

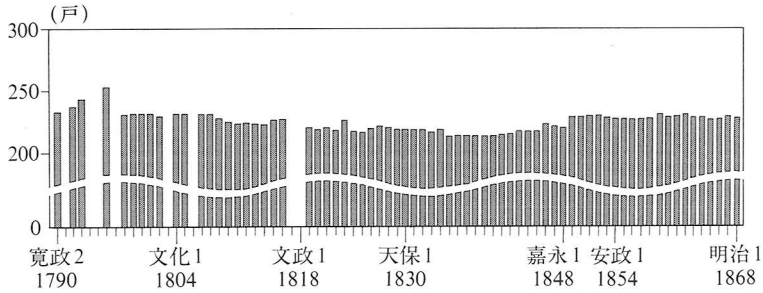


図Ⅲ-25 福生市域の宗門人別帳

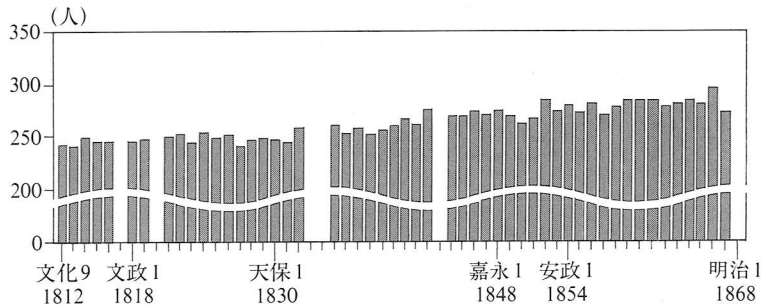
以上、市域の宗門人別帳の様相について詳しく見てきたが、次にこれらの宗門人別帳を用いて、近世農民の家族などをめぐるいくつかの検討をおこなっていくことにしよう。なお、熊川村の場合は、資料的な制約から検討を熊川村の幕府領分に限定していることを断っておく。

戸数と人口の動向 まず、戸数の変遷について見てみる。図

Ⅲ-24は熊川村の幕府領の戸数を表わしたものである。これによると、文化九年（一八三）に六一戸であったものが翌年には六二戸に増え、文政一〇年（一八七）に六〇戸となつてからはずっとこの戸数を維持していることがわかる。近世後期の熊川村幕



図Ⅲ-26 福生村の戸数

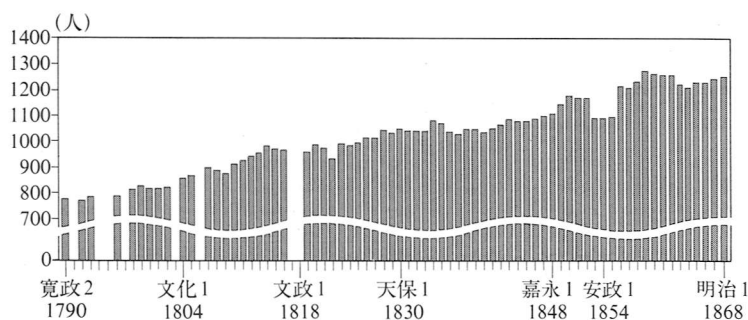


図Ⅲ-27 熊川村幕府領分の人口

府領分の戸数は、常に安定していたといえよう。このことを家の入れ替わり数として見てみると、文政一〇年と嘉永三年（八五〇）に二軒の入れ替わりがあるほかは、一軒の入れ替わりが文化一三年・文政六年・同八年・天保三年・弘化四年・慶応二年・明治元年と七回あるだけで、家の安定性をここからも読みとることができる。

次に福生村の場合を図Ⅲ-26で見えてみると、寛政二年（七九〇）には二三四戸であり、六年後の寛政八年に二五三戸と、もっとも多い戸数となる。しかしその後、寛政一〇年に二三一戸に減少し、以降文化・文政・天保期を通じて停滞の様相を呈し二一九戸にまで減少するが、ふたたび増加の傾向に転じ、幕末期には二三五戸前後を動いている。このように福生村の戸数は、熊川村の幕府領ほどではないが、安定性を持っていたといえよう。

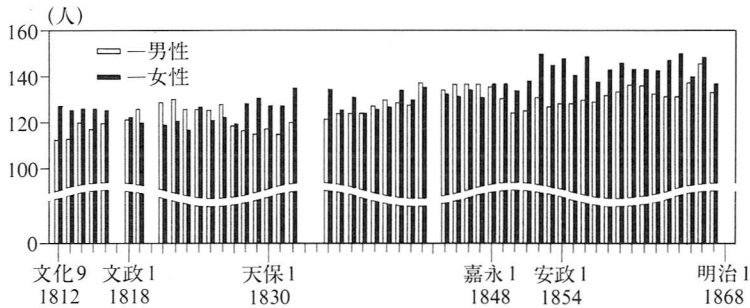
第1節 宗門人別帳からみた村



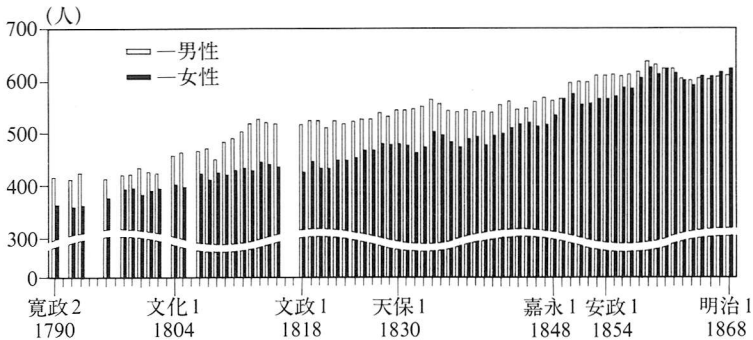
図Ⅲ-28 福生村の人口

地域の人口の変化についてはどうだろうか。まず熊川村幕府領分についてであるが、図Ⅲ-27を見てみると、文化九年には二四三人であったのが、天保期以降徐々に増加し、慶応三年（一八六七）には三〇一人にまで達する。熊川村の戸数はこの時期六〇戸で固定されているので、人口の増加は一軒ごとの家族数の増加を意味していることになる。この家族数の増加の原因が何に由来するかについては一概にはいえない。福生村の人口は図Ⅲ-28に示したが、これによると寛政二年（一七九〇）は七十七人で、これ以降は漸次増加の傾向をたどり、戸数が二二〇戸代に落ちた文政・天保期にも人口は増えつづけ、九〇〇人から一〇〇〇人の大台に乗っている。その後も増加のまま推移し、結局安政六年（一八五五）には一三〇九人という頂点をきわめることになる。このように、福生村でも熊川村幕府領分と同様近世後期を通じて人口の増加という現象を知ることができたわけであるが、その要因について明確なことを述べるのは差し控えなければならない。この問題の結論を導くためには、たとえば奉公人の問題や、後述するように福生村の人々が保有する馬の数が戸数の減少した文政・天保期に増加していることなどとともに、村における産業のあり方などについて詳しく検討する必要がある。

人口の問題について、次に男女別の人口の変化を見てみると、熊川村幕府領分では図Ⅲ-29にあるように、文政期はじめに男性の数が女性の数を上回ること



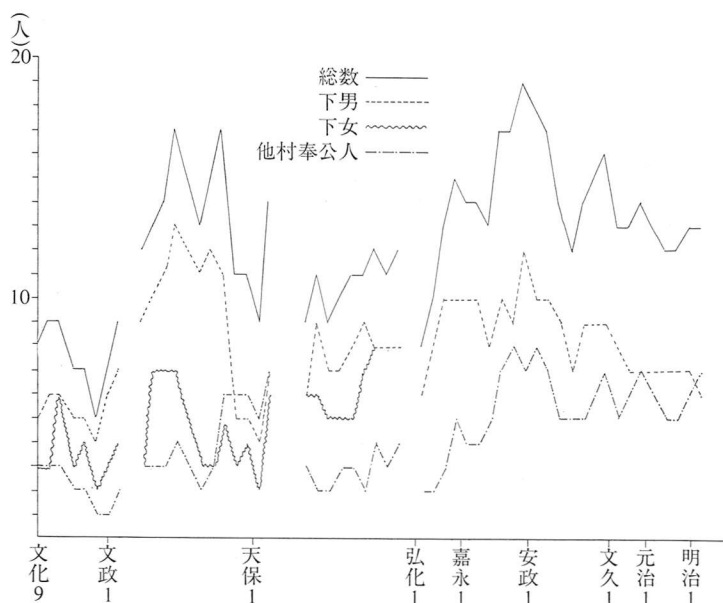
図Ⅲ-29 熊川村幕府領分の男女別人口



図Ⅲ-30 福生村の男女別人口

あるが、文化期や嘉永期以降など多くの時期には女性の数が男性の数をしのいでいるという特徴を見いだすことができる。一方福生村では、近世後期のほとんどの時期において男性の数が女性の数を上回っていることが図Ⅲ-30から知られる。しかし、文政期の初めに九〇人くらいの男女差があったのが、その後この差が徐々にちぢまっていき、文久元年（一八六）にはとうとう男女の人数の差がなくなり、それからはずかではあるが、女性の数が男性の数を上回るという現象を呈するにいたる。

熊川村・福生村ともに、男性の数の増加にくらべて女性の数の増加が目だつ結果となったが、これはいったいどのように説明することができるであろうか。村の産業構造の変化や人口学的な検討も必要な問題で

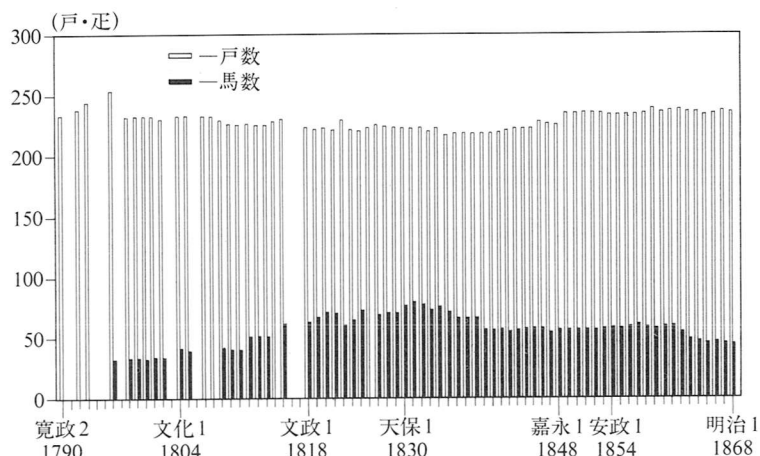


図Ⅲ-31 熊川村幕府領分の奉公人数

あるため、簡単にここでその結論を出すわけにはいかない。今後の検討に待ちたいと思う。

奉公人と馬

次に、奉公人の数について見ていきたいと思う。図Ⅲ-31は熊川村幕府領分における奉公人数の変遷をあらわしたものである。実線が奉公人全体の人数であるが、これによると文政期に一つのピークがあり、天保期にいったん減少し、それ以降ふたたび増加して嘉永七年（一八五〇）に一九人ともっとも多い奉公人数を記録している。男女別の人数でみると、文政末年などを除いてつねに下男が下女を上回っているのがわかるが、とくに文政期の奉公人数の増加が下男の増加に起因していることを見取ることができる。一方嘉永期の奉公人数増加の場合は下男・下女ともに増加しているが、これらの要因については今のところ不明とせざるを得ない。なお、他村からの奉公人は、全体の奉公人のうち半数ぐらいいることも天保期までのデータからわかる。



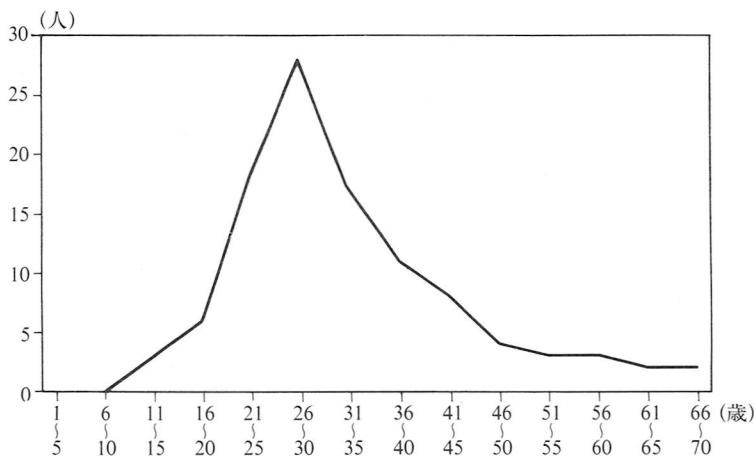
図Ⅲ-32 福生村の戸数と馬の数

次に馬の数を福生村の場合について見てみると、図Ⅲ-32のようになる。それぞれの家の馬数は一疋が限度であるが、寛政年間は一〇疋であったのが、文政から天保にかけて漸増して七〇疋から八〇疋にまで達し、少々減った後弘化期以降は六〇疋前後で安定し、文久期にまた減少するという動きを見せている。ここでは福生村の人口が多少減少したときに逆に馬の数が増えているという特徴を見えており、労働力の問題としても興味深いところといえよう。

死亡と相続

宗門人別帳を通年的に見ていると、それぞれの家の世代的な変遷をも知ることができるわけであるが、ここでは、家督相続をした年齢について概観してみることにする。なお、ここで取り扱う年齢は数えの年齢であることを断っておく。

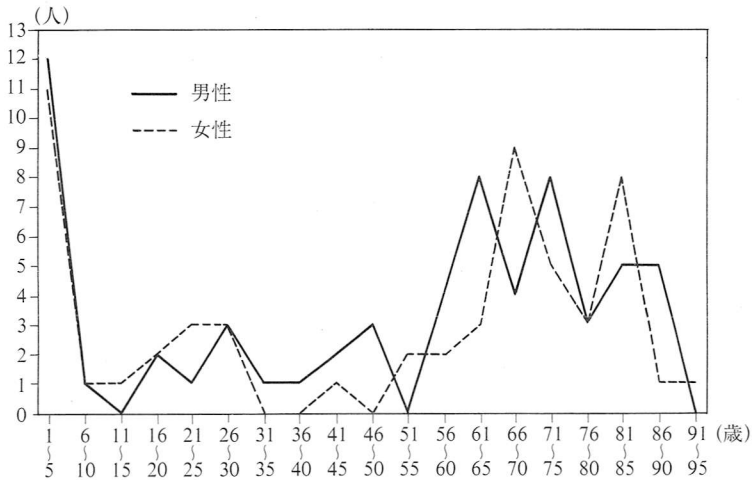
図Ⅲ-33は熊川村幕府領分において、世代交替がおこなわれたと思われる年齢をわかる範囲においてグラフにしたものであるが、ここで明らかに多いことであろう。ついで二〇代前半および三〇代前半という年齢のときに相続している例が多くなっている。相続の理由としてもっとも多いのが、やはり先代の死亡による相続であるが、



図Ⅲ-33 相続年齢

このときもまずはじめに女房がいったん相続してからその息子にあ
らためて相続させるといった事例も多く見受けられる。さらに養子
によって後継者を立てるといった事例も今にくらべて格段に多かった
ことも忘れてはならないだろう。

このような世代交替がおこなわれる期間、すなわち一世代の長さ
とはどのくらいであろうか。これを相続がおこなわれてから、次の
相続がおこなわれるまでの期間としてみると、必ずしも明確な期間
としてまとめることは難しいが、おおよそ三〇年から長くて五〇年
といった期間が想定できるようである。もちろん相続の具体的な理
由や方法としてはさまざまな場合があるため、すべての相続を同一
の次元でとらえることは無理であるが、一般的な相続を考えた場合
の世代のサイクルは、三〇歳前後のときに家督を相続し、それから
三、四〇年ほどして次の世代に相続させるというサイクルであった
ことが想像される。ちなみに、後述するように五〇歳以上の死亡年
齢の平均が七二歳くらいであることをこのサイクルに当てはめてみ
れば、当主の死亡によって次の世代に移行するという事例が多かつ
たということを示してくれているようである。

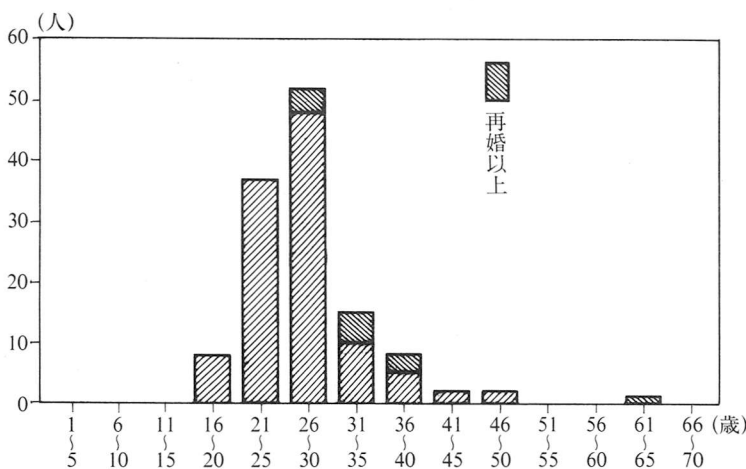


図Ⅲ-34 死亡年齢

次に、死亡であることが想定できる事例を集めて男女別にグラフにしたのが図Ⅲ-34である。これも熊川村幕府領分であるが、まず最初に目につくのが、一歳から五歳までの死亡者数の多さで、特に二歳で死亡と見られる者が多くなっている。これには男女の差はまったく見られない。生まれてから宗門帳に記載はされるものの、その年に死んでしまう場合が多かったことが知られよう。それ以降死亡者の数は減り、五〇歳を越えたと数を増すことになる。男女別にみると、とくに老年になってからは男性よりも女性の方の死亡年齢のピークが遅れていることが見てとれる。ちなみに男性の最高齢死亡者は九〇歳、女性では九一歳となっている。

このグラフに取り上げた事例について、その平均の死亡年齢を算出してみると、男性は五〇・二四歳、女性は一四八・九六歳と男性の方が女性をしのぐという結果となっている。

女性の場合、グラフでみると二〇歳代での死亡者が多くなっていることなどから、出産などによる死亡といった要因が影響しているのかも知れない。また、この平均年齢には幼年で死亡した者の影響が出ているので、これを五〇歳以上で死亡した者の平均の



図Ⅲ-35 男性の結婚年齢

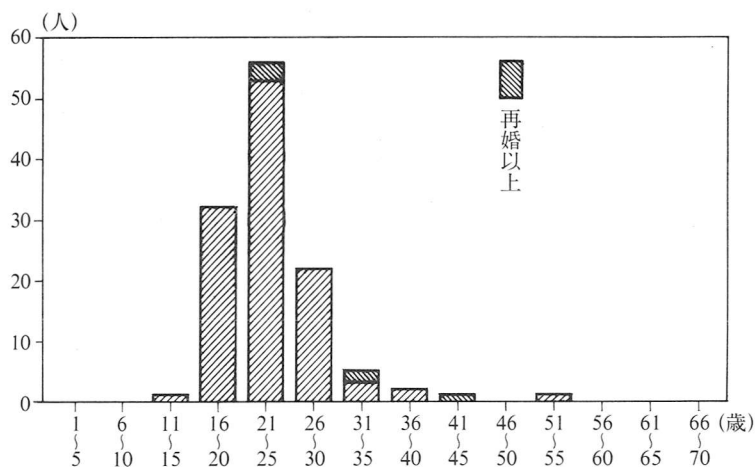
死亡年齢として表してみると、男性が七二・三〇歳、女性が七二・一八歳とこれもわずかではあるが、男性が女性を上回っていることがわかる。

結婚をめぐ ここでは、宗門人別帳から結婚に関するデータを抽出して考えてみることにする。まず男性の結婚年齢

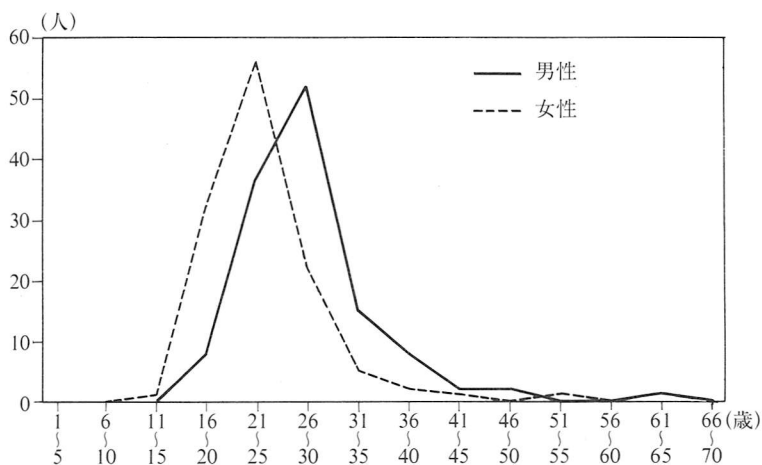
をグラフにしたのが図Ⅲ-35である。図中、棒の上の部分で区別されているのは、再婚した場合である。さて、このグラフを見て一目瞭然なのは、二〇歳代、とくに二六歳から三〇歳までに結婚する者が圧倒的に多いことである。六一歳から六五歳のところで結婚している者は再婚である。

これが図Ⅲ-36の女性の場合だと、もっとも多いのが二一歳から二五歳までの間で、ついで一六歳から二〇歳までと、男性の場合とは明らかな違いを見せている。この男女の差を図Ⅲ-37で確認するとその様子がもっとはっきりするだろう。

次に、結婚した男女間の年齢差に着目してみたのが図Ⅲ-38である。グラフの横軸が二人の年齢差を示し、棒の上の部分で区別されているのは女性が年上である事例を示している。結婚したときの年

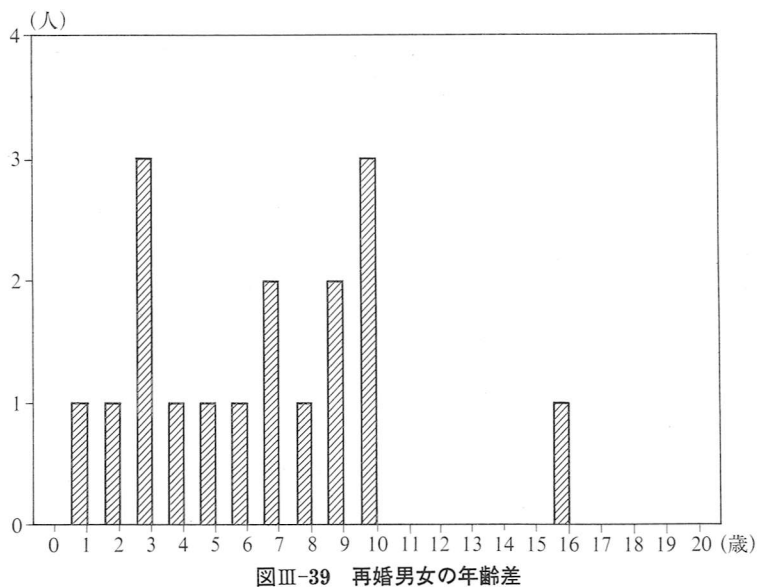
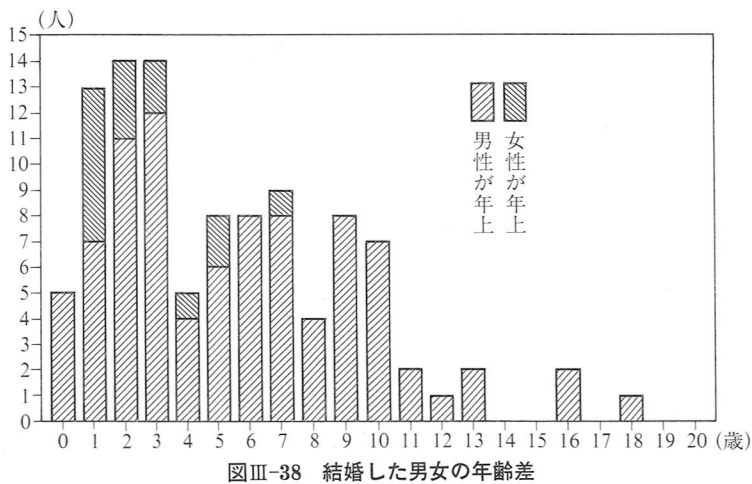


図Ⅲ-36 女性の結婚年齢



図Ⅲ-37 結婚年齢

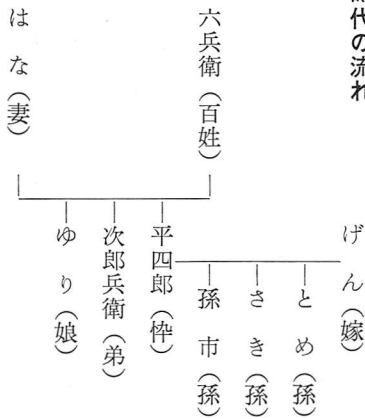
第1節 宗門人別帳からみた村



齡が双方ともわかる場合に限定したが、これによると、もっとも多い組み合わせは二つ違いと三つ違いで、一つ違いという事になっている。

そのほかはだいたいひと桁代のところに多く集まっているが、女性の年齢の方が高いという組み合わせは一つ違いの場合の一三組中六組という割合を最高に、年齢差の少ない組に集中して見られるようである。また、図III-39によって再婚した場合の年齢差を見ると、全一七事例中三つ違いと一〇違いがそれぞれ三組ずつと多く、だいたいひと桁代に分散している。

家族の構成と 市域に残された宗門人別帳から見て取れる江戸時代の家族の一般的な構成は、たとえば、時代の流れ



といったように、百姓である当主とその妻を中心に、子どもと子どもの嫁そして孫たちと、いわゆる単婚小家族とよばれるようなものであった。世代的には三世代もしくは四世代にわたる同居が一般的に見られ、いわゆる核家族とは

531



趣を異にしてはいるが、基本的には現代のわれわれと同じような家族構成をとって生活していたのである。

以下、いくつかの家族の時代的な流れを追ってみることによって、江戸時代の農村の家族の姿にふれていこうと思う。

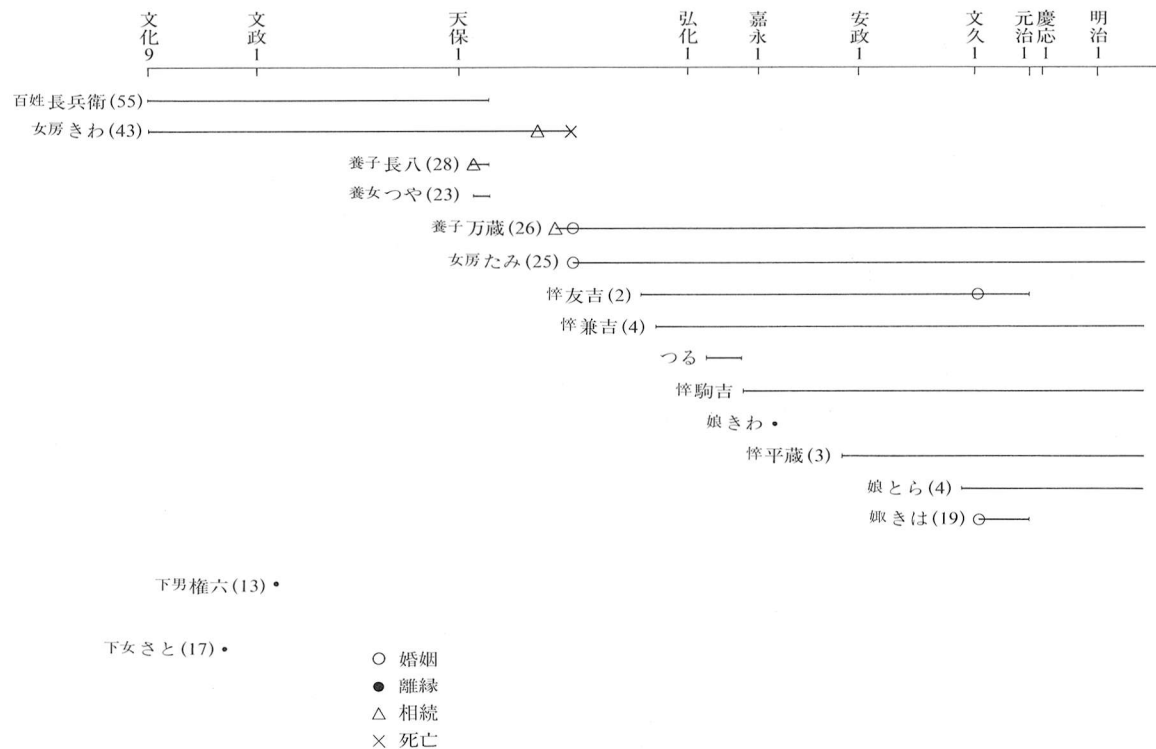
(1) まず図Ⅲ-40であるが、寛政二年（一七九〇）に四一歳であった福生村の権六は、一つ年下のよねという妻と、六五になる母親のまつ、二〇も離れている弟の富治郎、そして八歳になる倅の徳治郎の五人暮らしであった。所持石高は三石余りと、福生村の中では中ぐらいというところであろうか。

ところが、三年後の寛政五年を境に母親のまつが宗門帳からその姿を消し、寛政一〇年には弟の富治郎もその姿を消している。まつは死亡したことも考えられるが、富治郎の方はどうなったのであろうか。

一方、寛政八年には倅喜代松七歳と同じく倅岩治郎五歳の二人が宗門帳に記載されることになる。喜代松は名前を喜代太・喜代松・藤吉と替えていって、文政二年の記載を最後に宗門帳から消え、岩治郎の方は三年後の寛政一一年（一七九六）の宗門帳には現れない。早世したのであろうか。下って文化四年（一八〇七）には娘のゑみが四歳で宗門帳に記載されている。ゑみは後にむめと改名して、文政一〇年（一八二七）には二四歳で「他行」と宗門帳に書かれる。

さて、倅の徳治郎は享和二年（一八一二）に佐七と改名し、文化九年には二二歳でたみという女性と結婚し、文政二年には二九歳で家督を相続している。たみは結婚後すぐにはなと改名したが、天保六年（一八三五）には「死失」と記載されている。享年五一である。文化一〇年になると、突然倅清次郎が一九歳で宗門帳に登場するが、文政八年にはふたび記載から外されている。いったいどのような人物なのであろうか。

佐七とはなには徳次郎・吉蔵・喜代松・久次郎・桑次郎・寅松と六男に恵まれ、天保一〇年には吉蔵が二六歳で佐



図Ⅲ-41 熊川村のある家族の変遷

七から家督を譲り受けることになる。佐七は五七歳で隠居の身となるのである。なお、佐七は嘉永四年（一八五）に六九歳で永眠している。家督を引き継いだ吉蔵は、それに先立つ四年前の天保六年に三つ年上のみとという女性と結婚し、たきと吉五郎の二人の子どもをもうけている。

さて、吉蔵の弟である寅松は、嘉永四年に寅蔵と改名し、安政四年に二九歳で二六歳のたよという女性と結婚し、三年後の安政七年には分家をおこしている。このときに二人にはたけという四歳の娘がおり、親子三人での独立となったわけであるが、寅蔵の所持高は三斗五升とわずかなものであった。このときに本家の所持高に変化は見られないので、分家に際しての土地の分与はなかったものと思われる。小作で生計を立てていたのか、それともほかの生業に携わっていたのか、天保期以降の本家の奉公人の数が増えてくるだけに気になるところである。

(2) 図Ⅲ-41の長兵衛は、文化九年に五五歳、一二歳年下の女房きわとの二人暮らしであった。これまでに子どもたちが死んでしまっていたのか、それともとも子どもがいなかったのかは不明だが、長兵衛が七六歳の天保二年に、二八歳の長八と二三歳のつやの二人を養子と養女にとり、長八に家督を相続させた。しかし翌天保四年の宗門帳には、なんときわ以外の長兵衛・長八・つやの三人の名前が一気に消滅してしまった。何かの原因で死亡してしまったのだろうか、ここにきわは六四歳で一人の身となってしまったのである。

このため、きわは天保七年に二六歳の万蔵という者を養子にとって家督を相続させ、翌年にはたみという女性を万蔵に娶らせているが、きわ自身はこの年に幽界へと旅立ってしまった。きわは養子の結婚によって家の存続が安泰となったと思ひ、ようやく肩の荷をおろすことができたのであろう。

この後、万蔵とたみの間には友吉・兼吉・つる・駒吉・きわ・平蔵・とらといった子供たちが生まれ、家も安定し

たかのように見える。きわの想いがとどいたのかも知れない。

第二節 村方の諸経費と村民の生活

江戸時代における村方の年々の恒常的な諸経費を記録した古文書は、旧熊川村の幕府領（天領・御料ともいう・現在の南および牛浜地区を中心に約六〇戸・持高合計一六九石）分に、一九世紀の初頭のものから数多く、しかもかなり系統的に残されている。それに比して旧福生村（全域が幕府領）、および熊川村のほかの二つの旗本知行地（田沢領・内出地区を中心に約四六戸・持高合計二四四石余、および長塩領・鍋ヶ谷戸を中心に約三八戸・持高合計一一八石）分には、將軍の日光社参・橋普請・雨乞入用等々、個々の収支を書き留めたものや、寄場組合村（本節6項参照）入用に関するものなど相当数現存するが、年々の恒常的経費の記録には乏しい。そこでこの期の村方の経費の様子を考察するに当って、まず例年の恒常的費用については熊川村幕府領分を中心におこない、ついで個々の主な経費についてほゞ得るかぎり幅広く多数の文書を使って検討してみたいと思う。

1 熊川村幕府領分の村入用帳と村入用取調帳

江戸期の村方における恒常的な諸経費を知る上の基本的な資料としては「村入用帳」と「村入用取調帳」（付込帳・内割帳などさまざまな呼称が用いられる・熊川村では「村入用取調帳」・福生村では「村入用当座帳」の名をつけている）とがある。村入用帳は村方において一年間に名主など村役人が立替払いをして支出した村の公的諸経費を各費

目ごとに整理集計して、その総額を村民に割当し、徴収する旨を記したものであるが、通常二冊作成し、惣百姓の連印を経た後に領主に提出する。領主は二冊のうち一冊は自分の手元におき、残る一冊の最後に大きく「前書の通り相違之れ無き者也」などと墨書・認印して村方に返却するのである。

このように村入用帳はあくまで領主提出用の文書であり、その意味では公的な性格をもつ文書ではあるが、その内容が村方での支出の実態を必ずしも正確に記しているとはかぎらない。現に幕府は農村の疲弊がすすむ一八世紀の後半から「村入用相掛けざる様専一ニ心得、諸御用向取斗、御年貢納方年内皆済の義心掛け候様致す可く候」（「天保三年・御用留」田村半十郎家文書）のような村入用節約の御触をしばしば出しており、実際にその増減の割合を調べさせ提出を命じた年もある。一般の平百姓にとっては年貢とともに村入用も重い負担であり、同時に領主側にとっても年貢の皆済や潰百姓防止のためにも村入用の節約が重要な施策であって、それだけに再三にわたる厳命となったわけである。

こうした事情のもとで、領主側に提出した村入用帳は後に検討するようにその作成の過程でかなり意図的な作為がなされたものと考えられる。それに対して村入用取調帳は村入用帳の原簿に相当するものではあるが、領主に提出する要もなく、実際村方ではこの帳簿に基づいて村民から村入用費を徴収しているので、それだけに資料としての信憑性も高い。

旧熊川村幕府領分には享和元年（一八〇一）から慶応二年（一八六六）まで四二冊の村入用帳と、文政九年（一八二六）から慶応元年まで一八冊（ただし二〇か年分）の「村入用取調帳」（石川彌八郎家文書）が残っている。両者をつき合せてみると、村入用帳と村入用取調帳が同時に残っている年が一二回あるが、それを村入用の総支出額で対比してみると

第2節 村方の諸経費と村民の生活

表Ⅲ-32 入用帳と取調帳の比較

		A 村入用帳	B 村入用取調帳	C 差	C/A ×100
文政 9	1826	實 文 57.575	實 文 72.674	實 文 15.099	% 26.2
〃 10	27	57.928	74.951	17.023	29.4
〃 11	28	67.930	75.354	7.424	10.9
天保 9	38	54.778	86.570	31.792	58.0
〃 10	39	54.637	83.041	28.404	52.0
弘化 4	47	52.474	96.612	44.138	84.1
嘉永 3	50	56.048	90.548	34.500	61.6
安政 4	57	59.300	104.044	44.744	75.5
〃 5	58	54.737	110.975	56.238	102.7
万延 1	60	53.046	98.074	45.028	84.9
文久 1	61	59.173	95.660	36.487	61.7
慶応 1	65	54.052	171.434	117.382	217.2

1 村入用帳の支出合計額は年代が経過してもほとんど変わらず、むしろ減少する傾向すらみせている。

2 両者の差額は年代の経過とともに大きくひらく一方である。

※村入用算出の基となった他の帳簿と数値が一致するのは村入用帳ではなく村入用取調帳である。

こうしてみると熊川村幕府領分に関するかぎり、村入用帳については時代がくだるにしたがってその信憑性はますます失われ、ほとんど村入用の実態を物語らなくなってくると断言せざるを得ない。まさに二重帳簿である。では村入用のどの部分を村入用帳に記載しなかったのか、また一定の割合のみをのせたのか数年分にわたって細部まで検討してみたが、そこに一定の方式があったことを発見することはできなかった。しかし領主に提出する村入用帳の支出額が明らかに一定額におさえられて報告されていたことは事実であり、村入用帳が意図的に作為されたものであることは間違いない。なお面白いことに領主側でも自分の手元に提出されてくるこの村入用帳とは別に各村々で村入用取調帳（付込帳・内割帳など）が実際に作られ、それに基づいて平百姓からの経費徴収がおこなわれていることは承知しており、天保一四年（一八四三）に「村入用差引増減書上帳」の差出しを命じている御触の中でもこのことに触

表Ⅲ-32のとおりとなる。

れ、村入用取調帳の増減についても、その内容がどうであれ叱責するようなことはしないので安心して報告するように命じている。(なおこのとき熊川村幕府領分では村入用帳についての増減のみを調べて報告している)しかし表Ⅲ¹³²でみたとき役所に提出・報告される村入用帳と実際の村入用を記載した村入用取調帳との差異がこれ程あったことにまで気づいていたかどうか知る術もない。

村入用帳は、最初は名主たちの公的支出をメモ的に記録したものからその端を発し、時代がくだるにしたがって公的支出の項目も増え、次第に帳簿としての体裁も整えられ、(一般に元禄・享保を過ぎる頃からといわれている)さらに幕府の管理・統制がすすみ、その厳しい儉約令のもとで次第に前述のような姿に変質していったものと考えられる。そこでこの項でとりあげる村方の諸経費の記述については、公的な文書である村入用帳の方が村入用取調帳の二倍以上の点数が残っているが、村入用取調帳を基本にすえて考察してみたいと思う。

2 熊川村幕府領分における恒常的な村方経費とその変遷

旧熊川村幕府領分に残されている村入用帳と村入用取調帳をもとに、ほぼ一〇年目ごとに約六〇年間にわたって、その村入用の内容と変遷の様子をたどると表Ⅲ¹³³のようになる。

そこで、表Ⅲ¹³³を参照に各費目について、村入用取調帳の数値をもとにして当てみると、

①は、毎年四月に代官所に届出なくてはならなかった宗門人別帳・五人組帳・村入用帳などの作成・納付にかかる費用、とりわけ夏・秋・冬の三度にわたる年貢の割賦・徴収・上納にともなう経費で、いわゆる村政の根幹をなすものである。ところでこの経費は「前々定メ」とことわりがあって、例えば人別帳納入用一分^分、夏・秋成納入用各一

分、冬成納入用三貫文というように常に一定の額が計上されていて、実際にかかった費用はつかめない。(ただし、地改^ニ検地・定免切替^ニ課税率の変更などにもなう費用は実費である) また地域の幕府領分の年貢上納金は八王子千人同心の扶持^{ふち}に当てられていたので、その経費の様子を知りたかったのであるが、関連資料がきわめて乏しく残念ながら判然としれない。毎年計上される額が一定しているため、村入用全体の額が増加するにつれて漸減する傾向をもつが常に全体の一〇パーセント以上を占める主要な経費であり、農民は重い年貢を負担した上にさらにその納入費用まで背負わされていたわけである。

⑤は、村役人が年間に消費する紙・筆墨・ちようちん・ろうそく代などの事務用品費に、勘定入用つまり会計事務費用を加えたもので、これも「前々定メ」とあり、初見の村入用取調帳から金額はまったく変わらず一定した額で、これも村入用全体に占める割合は漸減している。

⑥、熊川村は幕府領のほか二つの旗本知行地(私領)からなる三給地のため、村全体に関係する諸経費はそれぞれ三分割して負担する仕組みになっている。「三分入用」とは三つの領分つまり熊川村全体にかかわる入用という意味で、別帳の「三分入用取調帳」に記録・集計され、その中の幕府領分の負担分がここに計上されている。三分入用は村入用全体の二五パーセントからときには三五パーセントにも達する費用であるが、その内容は玉川上水関係入用、尾州鷹場関係入用、上鮎関係入用、浪人・座頭・旅僧・巡礼者などに對する合力^{ごうりき}、諸寺社への勸化^{かんげ}、さらには祭り入用の一部など多岐にわたっている。したがって次項で改めてとりあげて、これらの入用の分析をしてみたいと思う。なお文政一〇年(一八七)から始まる寄場組合村の入用については、その初期にはこの三分入用の中に含まれていたものと思われ、また後年計上されてくる数値も正確なものではない。しかしこの経費も内容的に重要なものであるので、

調 帳 の 費 目

㊦	㊧	㊨	㊩	㊪	㊫	㊬	㊭
村役人給	村役人出 府出会渉 外入用	信仰に関 する入用	その他	両替 1両ニ付	合 計 (計算値)	徴 収 額 (持高1 石ニ付)	米 価 (白米 1升ニ付)
28,875		2,100		(6,600)	55,190	375.8	
29,750	1,048	2,096		(6,800)	54,706	372.6	
53.3%	1.0%	3.8%			100%		
30,625		2,096		(7,000)	58,109	395.7	
31,063		2,096		(7,100)	55,715	379.4	
54.2%		3.7%			100%		
30,188	2,420	2,096		(6,900)	56,531	385.0	71
30,188		2,096		(6,900)	54,214	369.2	
54.5%	2.2%	3.8%			100%		
29,313		2,120		(6,700)	57,913	394.4	
22,950	1,924	1,344	548	(6,800)	74,929	642.3	
29,313		2,096		(6,700)	67,919	462.5	88
22,950	2,868	1,840		(6,800)	75,483	645.4	
46.6%		3.4%			100%		
30.5%	3.2%	2.1%	0.4%		100%		
29,313		2,096		(6,700)	54,767	373.0	158 (不作)
22,950	4,325	412	1,800	(6,800)	86,555	683.0	
29,313		2,096		(6,700)	54,626	372.0	100
23,625	5,760	1,998		(7,000)	82,975	670.0	
53.6%		3.8%			100%		
27.5%	6.0%	1.4%	1.1%		100%		
28,438		2,096		(6,500)	52,464	357.2	100
22,613	14,749	1,923		(6,700)	96,603	760.0	
27,125		2,128		(6,200)	56,033	381.6	106
20,800	7,772	248	※ ¹ 8,324	(6,400)	90,588	713.0	
51.2%		3.9%			100%		
23.2%	12.0%	1.2%	4.4%		100%		
29,313		2,144		(6,700)	54,725	372.6	170
22,425	12,060	248	※ ² 13,800	(6,900)	110,967	872.0	
28,875		2,096		(6,600)	53,033	361.1	170
22,100	12,624	248	※ ³ 6,800	(6,800)	98,067	771.3	
54.0%		3.9%			100%		
21.3%	11.8%	0.2%	9.9%		100%		

文。1000文が1貫文)

て表記した。

応元年まで18冊が残されている。

く、前項でも触れたように、ここでの村入用帳はかなり作為されたものと思われる。

第2節 村方の諸経費と村民の生活

表Ⅲ-33 入 用 帳 と 取

		㊶		㊷	㊸		㊹	㊺
		人別改五人 組帳及年貢 等納入用	地改及定 免切替等 諸願入用	紙筆墨代 等諸入用	三分入用	寄場組合 入用	諸人足雇 上入用	諸役人休 泊接待入 用
享和 1	1801	5,450		3,450	13,483		1,832	
" 2	1802	5,448		3,660	10,788		1,916	
上記2年間の全 体に対する割合		9.9%		6.5%	22.1%		3.4%	
文化 6	1809	5,448		2,616	15,016		2,308	
" 7	1810	5,448	346	2,724	11,922		2,116	
同上		9.9%		4.7%	23.6%		3.9%	
文政 3	1820	5,496		2,324	11,935		2,072	
" 4	1821	5,496		2,324	12,078		2,032	
同上		9.9%		4.2%	21.7%		3.7%	
文政 10	1827	5,496 12,346	1,014	2,124 4,750	15,624 20,221		3,236 7,632	2,200
" 11	1828	5,496 15,543	3,400	2,220 4,750	22,570 17,882		2,824 6,552	2,998
同上		11.4% 19.3%		3.5% 6.3%	30.3% 25.3%		4.8% 9.4%	3.5%
天保 9	1838	5,496 12,373		2,200 4,750	13,614 30,919		2,048 6,342	2,684
" 10	1839	5,496 10,150		2,200 4,750	13,397 27,247		2,124 6,112	3,333
同上		10.1% 13.3%		4.0% 5.6%	24.7% 34.3%		3.8% 7.3%	3.5%
弘化 4	1847	5,496 9,900		2,324 4,750	12,078 29,750	3,085	2,032 3,272	6,561
嘉永 3	1850	5,496 9,600	1,600	2,248 4,750	16,304 23,574	4,100	2,732 3,724	6,096
同上		10.1% 11.3%		4.2% 5.1%	26.2% 32.3%		4.4% 3.7%	6.8%
安政 5	1858	5,496 10,100	7,762	2,200 4,748	13,448 19,747	4,800	2,124 6,104	9,173
万延 1	1860	5,496 8,548		2,324 4,748	12,178 23,802	4,800	2,064 5,072	9,325
同上		10.2% 12.6%		4.2% 4.5%	23.8% 25.4%		3.9% 5.4%	8.9%

（
表のつ
くり方
と見方
）

- 1 ほぼ10年毎にその前後に残されている2年間の記録を記載してみた（単位は
- 2 上段の数値は「村入用帳」の下段の数値は「村入用取調帳」のものである。
- 3 両・分・朱で記されているものはすべて㊸の両替値によって貫・文に換算し
- 4 各2年間毎に村入用全体に対する割合を％で算出してみた。
- 5 村入用帳は享和元年から慶応2年まで42冊、村入用取調帳は文政9年から慶
- 6 上段の数値をおってゆくと金額・割合とも60年間を通じてほとんど変化がな

表Ⅲ-34 天保3(1832)年福生村の継立人馬の様子

	御 足 賃 銭		無 賃		事 由
	人足(人)	馬(疋)	人足(人)	馬(疋)	
月 日 1・8		1			御普請方同心上・下2人玉川上水元羽村堰陣屋へ赴任
2・2	1	1			御普請方改役上・下4人玉川上水元羽村御普請所見廻り
2・24	1	1			御普請方下奉行上・下4人 ”
3・22	1	3			御普請方役3人羽村出水ニ付水防并急破御普請御用
4・3		1			御普請方同心上・下2人 玉川上水元羽村堰陣屋へ赴任
6・1			1		江川太郎左衛門手代御用相済河辺村より帰府
6・17			1		” 御用相済 江戸表まで罷帰
6()		(5) [※]			玉川上水御用蒔 1000 枚(堰の水漏れ防止に使用)運送
7・3		2			御普請方同心上・下2人玉川上水元羽村堰陣屋へ赴任
7・26	4	2			御普請方役人上・下5人羽村出水ニ付水防并急破御普請御用
7・29	2				御普請方役人2人江戸水量減少ニ付野方分水口見廻り
8・5		(5) [※]			玉川上水御用蒔 1000 枚運送
9・1			1		(江川太郎左衛門手代 廻村カ)
9・15	2				御普請方役人上・下2人玉川上水縁雑草木刈取検分
10・2		1			御普請方同心上・下2人玉川上水元羽村堰陣屋へ赴任
11・24			1		江川太郎左衛門手代 下草花村から殿ヶ谷村へ移動
11・26	3	3			御普請方役上・下8人羽村出水ニ付水防并急破御普請御用
11・26				1	大綱2房その他四ツ谷大木戸より運送(上水関係)
12・2	3	1			御普請方同心上・下2人玉川上水元羽村堰陣屋へ赴任
12・13			1		江川太郎左衛門手付 江戸から福生へ
12・17			6	宿駕籠 3	(千人同心取締役人カ)3人村内千人同心による傷害事件検使
計	17	16 [※] (10)	11	1 宿駕籠 3	恒常的な人馬の継立はそのほとんどが玉川上水関係のものであるが尾州鷹場の鷹匠たちの出向も毎年1回は必ずあり、福生村の場合はその宿泊地となっている。

※ 蒔輸送に関する経費は別途会計(羽村定人足・後述)で決済される。
天保3年「御用留」(田村半十郎家文書)より作成

第2節 村方の諸経費と村民の生活

表Ⅲ-35 村明細帳による市域の村役人給調べ

旧 福 生 村 (幕府領)	村高 925 石 5 斗 6 升 4 合 1 勺 家数 232・人数 831 人(寛政 11 年) 享保 19 (1734) 年村明細帳 (横田寿光家文書) — 名主給 高百石に付金 2 分ずつ ※4 両 2 分余 — 組頭給 諸役百姓並但し人足・伝馬役は除く — 定使給 3 両 (村内の百姓 3 人で勤める) — 文政 4 (1821) 年村明細帳 (田村半十郎家文書) — 名主給 高百石に付米 2 俵ずつ — 年寄給 銀 3 貫 500 文 — 百姓代 銀 3 貫文 — 定使給 3 両	享和 4 (1804) 年の福生村村 入用当座帳には定使給 3 両の 他に年寄百姓代割手間として 1 貫 200 文の記載しかない。
	幕 府 領 熊 川 村 田沢領(私領) 高 169 石 9 斗 1 升 4 合 家数 61・人数 226 人(寛政 12 年) 宝暦 10 (1760) 年村明細帳 (石川彌八郎家文書) — 名主給 3 両・8 石 5 斗余役高引 — 組頭給 なし・5 石 6 斗余役高引 — 定使給 なし — 文政 4 (1821) 年村明細帳 (石川彌八郎家文書) — 名主給 3 両・10 石役高引 — 年寄給 1 分 2 朱 — 定使給 1 両	
長 堤 領(私領)	高 244 石 6 斗 7 升 8 合 家数 46・人数 200 人(寛政 12 年) 天保 14 (1843) 年村明細帳下書 (内出英雄家文書) — 名主給 3 両 2 分 (内 1 両 1 分は領主より支給 2 両 1 分は村入用から支出) 10 石役高引 — 組頭給 1 分 (領主より支給) — 年寄・百姓代なし 5 石ずつ役高引	村入用取調帳によると、天保 6 年までは定使給分として軒 別 50~60 文を徴収している が、天保 9 年 (1838) 以後は 定使給についての記載がまっ たくない。また年寄給につい ても 1 分 2 朱の他に年寄役 1 名につき 1 石計 3 石の役高引 をしている。
	高 118 石 家数 38 軒 人数 164 人(寛政 12 年) 文政 10 (1827) 年 年貢納目録 (野島茂雄家文書) — 名主給 3 分 — 組頭給 銀 500 文 } を年貢上納金の中から差引くというかたちで支給されている。	

これも別項でとりあげて検討したいと思う。

③は、玉川上水・尾州鷹場御用・関東取締出役の廻村などで必要な人足や馬を買って提供した費用で、人馬は無賃で使役される場合と、御定賃金(公定賃金)が支払われる場合(おおむね実際の賃金の半分程度)とがあるが、無賃の場合は勿論、御定賃金が支払われる場合も実際の賃金との差額を村方が負担したものである。表Ⅲ-34はごく普通の年と思われる天保三年(一八三)の一年間に福生村が差出した継立(ついで)人馬の様子をまとめてみたものであるが、福生村の場合は圧倒的に玉川上水御用であったことがわかる。ところで翌年の天保四年には普請奉行勝志摩守じきじきの玉川上水筋御巡見があり、このときには玉川沿いの村々に、無賃の人足一六人と無賃の馬

一疋（このほかにも付添役人のための賃人足八人・賃馬二疋も加えられ、合計人足二四人と馬三疋となった）の継立てが下命^{かめい}されている（普請奉行の玉川上水御巡見については「4、玉川上水関係入用について」の項で改めてとりあげる）。一般に多人数の臨時的な御用の場合には無賃が多く、天保九年四月、私領所巡見役人通行の際は、福生村では拝島村から青梅村まで継立てのため、無賃の人足七九人、同馬七疋を出し、その費用は実に二九貫七二四文にも達している。各村々ではこうして人馬を提供した上に、その賃錢をも負担したことになるわけである。

⑤・①、幕末期に入ると、次第に治安の乱れもすみ、世の中が繁雑になるにつれて、諸役人の村方出役の数も増え、また地域社会の広がりとともに村役人の出張の回数も確実に増加してくる。とりわけ村役人の出府・出会・渉外の費用は急増し、ついには村入用全体の一〇パーセントを上まわるまでになってきている。中でも弘化四年（一八四七）以降、常々世話になっている江戸の公事宿^{くじやど}である秩父屋に毎年二分^ぶずつの年玉を送りつづけている。なお諸役人に対する接待入用については村入用帳にはその性格上いっさい記載がない。

⑥、村役人の給与については、村入用帳、村入用取調帳ともに最初から一貫して名主三両、年寄（二名分）一分二朱（ただし村入用取調帳では嘉永三年〈一八五〇〉から年寄〈三名分〉一分となっている）と定額になっている。定使給（御用回状配達などの使い走り）については天保六年（一八三五）までは家別五〇文^{もん}（後に六〇文）を約六〇軒から集めて、それに充当しているが、天保九年以降は文書に記載がない。

まさに村政の中心になって走り廻った名主をはじめ、村役人の給与の占める割合が漸減してゆくとはいっても村入用全体の二〇パーセントから三〇パーセントを占めるのは当然といえば当然のことかも知れない。村役人給の割合が漸減するにつれて、村役人の交際費ともみられる①の費用が増大していることは、古くはその渉外的費用も給金三両

の中に暗黙のうちにある程度含まれていたものが、出府・出会・渉外費の増大とともに次第に費目も分かれて計上されるようになったものと思われる。

なお、村入用を「高割」（村民の各持高によって割当すること）して賦課・徴収する際に、名主は一〇石分、年寄は一名につき一石分（計三石）が除かれており、（他村の場合もこの役高引〈高抜〉の例が多い）その分の出費を免除される仕組みにもなっているので、計算してみると、熊川村幕府領分の場合は実質的には村役人給の村入用全体に占める割合はほぼ三〇パーセントから四〇パーセントに相当するものと思われる。

また無条件に信用するわけにはいかないが、村明細帳によって、地域の村役人給を調べてみると表Ⅲ-35のようになる。

これを見ると、まず村役人給が実に多様なかたちをとっていることがわかる。中でも幕府領分の役人給が村入用から支出されているのに対してほかの二つの私領の場合は領主から支給されるという形態になっている。

④、村の鎮守の祭礼をはじめ、諸信心に関する行事は、当時の村人にとってきわめて重要な意味をもっていたものと思われるが、熊川村では村入用の経費とは別途の会計で、「買出帳」（石川彌八郎家文書）と題する文書に詳細な記録が残されているので、福生村の記録も含めて改めて別項でとりあげたい。なお村入用からは毎年他の二つの私領と分担した伊勢一万度（辻万度）料の二四八文（定額）と、牛頭天王（天王様）の御立符料一六四文（同じく定額）、およびときとして祈禱料一分^ぶが出費されているのみで、この数値では村の祭りや信仰の様子を知ることとはとうていできない。

⑤で注目したいのは表の※をつけた部分である。※1は貯穀（別項参照）買上げ金の借金返済とその利息、※2と

3は借用金利息の支払いに当てられたものである。いよいよ幕末期に入って、村方の各種の出費が嵩かさんでくる中で、今まで見られなかった借用金で賄まかなうことが多くなってきたことを物語っている。

⑧は、費目によってときには兩・分・朱などで表示されている費用を村民に賦課し徴収する際に錢の貫・文になおすために用いられたその年々の両替値である。勿論一兩が四分、一分が四朱、また錢一〇〇文が一貫文として計算する。表の上段は村入用帳に記載されているもので、いわゆる幕府公定の数値であるが、下段は実際に村民に賦課・徴収した村入用取調帳にある数値である。面白いことに、上段の数値より下段の数値の方が常に一〇〇文から三〇〇文ほど高くなっていることで、無論両替値は高い方が⑨の合計金額が多くなるわけである。

⑨の合計金額は、個々の費目をその年の両替値によって筆者がひとつひとつ算出して合計したため（計算値）、実際の記録の金額とは多少相違する。ただしその誤差は一〇文から二〇文程度のものである。

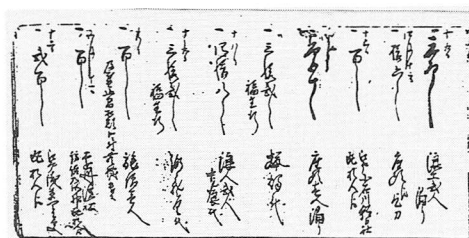
⑦・⑭、さてその年の村入用の合計が出ると、それを九六錢くろせん（九六文を一〇〇文として計算する仕方）になおし、村高で割って、一石につき〇〇文と算出して、それを基に各村民の持高に応じて賦課する（これを高割という）のであるが、熊川村幕府領分における村入用帳の計算方法では、村高一六九石九斗一升四合のうち、名主などの役高引、および川かわ欠かひき引として二八石九斗一升四合を差引き、残る一四一石で割っている。ところがそれに対して村入用取調帳の計算では、村の惣石高を一四〇石とし（根拠は不明である）、その中から名主高拔一〇石、年寄高拔三石、寺高拔三石の合計一六石をぬいた一二四石で割っている。したがって村民の負担は村入用帳の上での計算の仕方よりもぐっと高額になることになる。実際にどちらが正当性があったのか判断をつけにくいが、代官所の役人たちは、前項でも触れたように自分たちの手元に提出・報告されてくる各村々の村入用帳のほかにこの村入用取調帳の類があったことは知

ってはいても、果してこうした計算で村入用の村民賦課が現実におこなわれていたことまで知っていたのであろうか。なお、熊川村幕府領分では、夏・秋の二回、年貢の徴収時に持高一石に付一五〇文ずつ合計三〇〇文をあらかじめ徴収しておき、年間の村入用の決算が出たとき、その不足分を翌年の春に改めて追加徴収するという方法が、初見の村入用取調帳以来一貫してとられている。

また⑦の項は、市域で当時実際に売買された白米一升の値段を判明した年にかぎって、参考までに記載してみたものである。

3 熊川村の「三分入用」

旧熊川村は表Ⅲ-36のように三つの領分（三給地）にわかれていたため、熊川村全体にかかる日常的な諸経費は「三分入用取調帳」（三領分にかかる入用の意）に記録され、その総額の半分は高割り、残る半分は三等分するという計算方法で、三つに分割して負担・処理している。現在三分入用取調帳は、時代は少しくだるが、嘉永元年（一八四〇）から慶応三年（一八六七）までのものが六冊、一五年間分、ほかに年代不確定のものが一冊三か年分の計七冊が残されている。当ってみると毎月一日から一〇日まででは幕府領分名主（石川家）、一一日から二〇日まででは田沢領分名主（内出家）、二一日から晦日までは長塩領分名主（年番）が、日常の業務を分担しており、三分入用取調帳にそのときどきの経費をひとつひとつ記入している。そして一年間の勘定は毎年一月中頃に幕府領名主石川弥八郎が中心になっておこない、前述の計算方法で三つの領分の割合が算出され、前項で説明した「村入用取調帳」の一費目として計上される仕組みになっている。



図Ⅲ-42 三分入用取りしらべ帳 (万延元年)
(石川彌八郎家文書)



三分入用は、表Ⅲ-33でもみてきたように、年々の村入用全体の二五パーセントからときには三五パーセントにも達する主要な費目であるが、ここでは文久元年（一八六〇）を例にとってその具体的な内容を見てみたいと思う。

まず、日々のような経費が支出されたかについて同年正月、七月、および最後のまよめの部分をそのまま記してみると

正月三日	一 四拾八文 砂川行 蠟燭三丁（使い駄賃）	（幕府領名主 石川弥八郎 〈代人〉担当）
同 六日	一 三拾貳文 福生行 同断式丁（〃）	
同 十日	一 四拾八文 砂川行 同断三丁（〃）	
正月 十六日	一 一百三拾貳文 帳面紙代（事務用品代）	
	一金壹分ト四百四拾八文立川御陣屋へ追散願入用	（尾州鷹場入用）
同	一 三拾貳文 陣屋守長兵衛へ年玉紙代（〃）	
同	一 四拾八文 追散願書認 ^{したため} 入用（〃）	
十七日	一 一百三十貳文 座頭老人泊り（宿泊費用）	
正月廿二日	一 三拾貳文 福生行 ろうそく（使い駄賃）	
同 廿五日	一 四拾八文 浪人二人中喰代（合力・呉れ錢）	（田沢領名主内出三郎左 衛門担当）
		名主作 担当）

第2節 村方の諸経費と村民の生活

表Ⅲ-36 熊川村の三給地

	石 高	家 数	人 口	牛 馬	地 区	名主家
幕府領	石斗升合 169. 9. 1. 4	61 戸 外 寺 1	232 (男 113 女 113) 男道心 3 女道心 3	馬 12 牛 無	南牛浜	石川
田沢領	244. 6. 7. 8	46 外 寺 1 堂 1	200 (男 98 女 102) 外 僧 2	馬 14 牛 無	内出	内出
長塩領	118.	38 外 寺 1 宮 守 1 堂 1	164 (男 83 女 81) 外 僧 2	馬 4 牛 無	鍋ヶ谷戸	(年番)
計	532. 5. 9. 2	145 外 6	596 外 4	馬 30 牛 無		

田沢氏は750石取の小普請組旗本・長塩氏は450石取の御小姓組旗本
石高は天保14年、他は寛政12年の村明細帳より作成

同 廿七日 一百文	座頭二人遣、但し	
幕入止宿相願候に付遣ス(合力銭)		
七月四日 一拾六文	座頭へ合力(合力銭)	
同 六日 一四拾八文	砂川行 蠟燭三丁	
(使い駄賃)		
同 八日 一廿四文	浪人式人へ合力	
(合力銭)		
七月 一金壹両也	大山八大坊勸化	
(寄付銭)		
七月十二日 一四拾八文	砂川行 蠟燭代	
(使い駄賃)		
十四日 一三拾貳文	二ノ宮行 同	
()		
十七日 一四拾八文	砂川行 同	
()		
十九日 一四拾八文	同所行 同	
()		
(田沢領名主内出三郎左衛門担当)		(幕府領名主石川弥八郎担当)
		(長塩領左衛門)

(")	
廿日	一百三十貳文 座頭老人泊り(宿泊費用)
七月廿二日	一百三十貳文 伊 ^(勢) セ国万藏様老人泊り(伊勢神宮御札配札人宿泊)
同	一四拾八文 砂川村行 ろうそく三丁(使い駄賃)
廿三日	一三拾貳文 座頭老人へ遣ス(合力錢)
同	一四拾八文 砂川へ行 蠟燭三丁(使い駄賃)
同	一十貳文 座頭老人へ遣ス(合力錢)
廿四日	一四十八文 砂川村行 蠟燭三丁(使い駄賃)
同	一貳百六十四文 武州一野(之) 宮神主泊り貳人(現埼玉県大宮氷川神社神主宿泊)
廿五日	一貳百文 東都浅草牛頭天王神主天野左京勸化(寄付錢)
卅日	一三十貳文 押じま行 蠟燭二丁(使い駄賃)
同	一貳百三拾八文 雨乞入用ノ不足立替(この年の六月二十一日に雨乞いをしていゝ)
息分の意)	
一 貳貫五百廿四文 大出し(利)り分(弥八郎が、年間立替え支出してきた、金の利	
一 四貫八百文 買上人足賃(玉川上水関係の課役を中心とする人足買上費)	
一 金貳朱也 福生村分たおれ者見舞(内容不詳)	
一 金壹分ト壹貫文 かご代(内容不詳)	

(長塩領名主作左衛門担当)

一金貳分也 拜島国五郎勸化（国五郎は寄場拜島村組合の道案内人・使途不明）
 一金貳分三朱ト九十貳文 五ヶ村勸定出不足（五ヶ村組合〈後述〉の出金不足分の意）
 一金壹分ト七百六十貳文 御上水芝錢（玉川上水土手の芝地〈草刈地〉にかかってくる雑税）

一 六百元 勘定入用（三分入用の決済をするための事務的費用）

一金壹分也 繼立給分（御用廻状の繼立費用）

一金壹分也 鮎運上（鮎漁に対する雑税）

一 三百七十貳文 拜島出会入用（寄場組合村出会入用と思われる）

ノ^{しめて} 金四兩三分二朱ト拾五貫六百九十文（弥八郎が立替え支払った総額）

一金貳兩三分貳朱ト六貫九百十文 三郎左衛門（田沢領名主三郎左衛門が ）

一金貳分ト六貫百七十貳文 作左衛門（長塩領名主作左衛門が ）

惣ノ金八兩壹分ト廿八貫七百七十六文（この年度の三分入用の総額）

以下略

このように実際の出費を日を追って実にこまごまと記している。福生村にもこれに相当するものとして享和四年（一八〇四）の「子年村入用当座帳」（『近世1』93）が残っているが、残念ながらこの一冊のみである。

次にその内容についていくつか検討してみると、前文中にも、「一、四拾八文 砂川町 蠟燭三丁、一、三拾貳文 福生行 同二丁」などの記録であるが、これは公用廻状の繼立てをはじめとする諸連絡のための使い駄賃であると考

（幕府領名主石川弥八郎を中心に勘定決済）

表Ⅲ-37 使い駄賃表

	一 月	二 月	三 月	四 月	五 月	六 月	七 月	八 月	九 月	十 月	十一 月	十二 月	合 計
砂川行 ^{48文} ろ ^ろ そく ^{3丁}	2回	5回	3回	3回	3回	7回	7回	2回	6回	4回	3回	4回	49回 ^貫 2352文
福生行 ^{32文} ろ ^ろ そく ^{2丁}	3	1	1	1	2	5	0	2	5	2	1	1	24回 768文
拝島行 ^{32文} ろ ^ろ そく ^{2丁}			1			1	1		1	1			5回 160文
新田行 ^{32文} ろ ^ろ そく ^{2丁}		1											1回 32文
二ノ宮行 ^{32文} ろ ^ろ そく ^{2丁}			1				1						2回 64文
合 計	5	7	6	4	5	13	9	4	12	7	4	5	81回 ^貫 3376文

万延元年11月勘定から文久元年勘定までの1年間

文久元年「三分入用取しらべ帳」(石川彌八郎家文書)より作成

えられる。蠟燭三丁、二丁などと記してあって気になるところであるが、これは必ずしも夜に出かけたということではなくて、砂川までは蠟燭三丁分の(距離があるとして)四拾八文、福生や二ノ宮までの場合は同じく二丁分の三拾貳文の使い駄賃が支払われたものと思われる。ではこの年にどの程度の回数があったのか表にしてみると表Ⅲ-37のようになる。

この中で、年間四九回と圧倒的に多い砂川行のすべてと、二四回の福生行のほとんどは玉川上水関係の公用廻状の継立てと思われる、熊川村、福生村をはじめ、玉川上水沿いの村々がいかに上水関係の御用・責務が多かったかこの面からもうかがえるのである。なお福生村は大きいだけに年三両の定使給(村内の百姓三人で分担)が支給されているが、熊川村の場合は年一分^ぶの継立て給分はあるものの、毎月三人の名主がそれぞれ一〇日ずつ業務を分担していることもあって、どうもその都度駄賃が支払われていた模様である。

次に三分入用取調帳の中でもっとも出費頻度の多いのが、浪人・座頭・旅僧・順礼などへの合力(与力・呉れ)銭、および宿

第2節 村方の諸経費と村民の生活

表Ⅲ-38 浪人・座頭等への合力銭及宿泊費

	件数	のべ人数	宿泊数の のべ人数	合力銭宿泊 費等の総計	備考
浪人	16回	22人	4回 5人	貫文 1.032	合力銭は1人12文～ 16文 宿泊は1人132文が規 定であった (文久元年の場合) ※当時白米1升150～ 160文
座頭	27	45	10 15	2.684	
旅僧	7	9	1 1	364	
順礼	2	2	1 2	312	
その他	7	10	1 1	1.344	
合計	59	88	17 24	5.736	

〔万延元年11月勘定から文久元年11月勘定までの1年間
文久元年「三分入用取しらべ帳」(石川彌八郎家文書)より作成〕

泊費用(村内の百姓家などに止宿させ、村がその宿泊費を負担する)である。年間の件数・費用などをまとめてみると表Ⅲ-38のようになる。

毎年多数の浪人が村々を廻村して合力銭をねだりとする様子は熊川村だけでなく、福生村の記録にも如実に記されているが、幕府もこうした情勢を放置してはおけず

近來諸国在々浪人躰の物(者)多く徘徊いたし、頭分・師匠分^{など}廻り場・留場^{とまほ}(いわゆる縄張のこと)と号し、銘銘^{わたくし}私ニ(自分かつてに)持場を定め、百性(姓)家へ参り合力を乞い、少分の銭等遣^{つかわし}候得ば悪口致し或は押^{おし}て止宿を乞い、亦是病氣^{また}杯と申し逗留致し候内ニハ種々難題申懸金銭ねだり取り候趣相聞不届の至ニ候、以来右浪人躰の者村方へ罷越^{ひるかた}し何様申し候共決して止宿致させず、帯刀ヲモ致し候者ハ一銭の合力をも致さず、自然(ひょっとして)不法申し候者ハ早々差押え(中略)御料(幕府領)ハ御代官、私領(大名領や旗本領)ハ領主・地頭(大名や旗本)役場へ注進致す可く候(中略)且本文御触の趣、村々高札

場亦ハ村役人宅前へ掛札^{かけふだ}致し、都て取締り行届き候様致す可く候 以上

「万延元年八月四日・浪人取締等ニ付廻状」(石川彌八郎家文書)

のような取締令をしばしば出している。熊川村の三分入用取調帳にも、単に浪人と記されているだけでなく、浪人森金十郎、浪人中川金之助、浪人朝日孫市などと具体的な姓名まで記録されている者もあり、中でも森金十郎や中川金之助はそれ相当な頭分であつたらしく、その合力銭の額もときには二朱、あるいは一〇〇文、二〇〇文とほかにくらべて桁^{けた}違いに多く、しかも年に何回も貰っていることがある。このことはこれらの頭分が村役人との約束のものとで分・手下に当る浪人の行動を逆に取り締っていた結果なのかも知れない。また天保八年(一八三七)酉年のものと思われる資料(石川彌八郎家文書)には

入置申一札之夏^{こま}

一其の御村方近來違作に付き(いわゆる天保の大飢饉で、地元でも困窮者の救済が大問題となつており、一時は一揆もおこりかねない不穏な空氣がただよっていた)浪人へ止宿ならびに合力等御取計^{とりはらい}迷惑に付き、内々拙者共相談の上、朋友一統申し合せ御番中一切立入り申さず候様取極^{とりき}め置き候、仍て入置き申す件^{くだんごとし}の如

酉(天保八年と推定される)

十月御当番中

鈴木慶治

松下金之助

森金十郎

渡辺登

熊川村御役人衆中

覚

一銀拾匁 一月分^{ひと}

右の内金壹朱と貳百文也、^{たしか}錢ニ請取り申し候 以上

渡辺 登

森 金十郎（花押）

酉九月四日

御役人衆中

とあって、不穏な空気のただよう村の様子を前にして浪人森 金十郎をはじめとする頭分が相談して、さすがにこの時期に廻村して合力錢はねだれないと村方に同情して一〇月中の立入りをやめる旨約束した文書であるが、なんのことはない、やはり一朱と二〇〇文をチャッカリとせしめてからの話である。

熊川村・福生村は早くから近隣の羽村・五ノ神・川崎村とともに五か村組合をつくり（後述）、対外的な種々の問題に対処しているが、天保三年から七年までの記録「立川人足・浪人合力組合村出入勘定帳」（石川彌八郎家文書）によれば、この対浪人費用もこれらの村々で平等に分担しようという発想からか、五か村がそれぞれ年間にかかった対浪人費用をいったん全部集計して、その総額の半分を村割りに、残る半分の村高割りにして再分担している時期もあったことがわかる。いずれにしても村方にとって二本差の浪人を相手にすることはきわめて迷惑なことであり、金

錢的な負担はともかく、村民にとって士分たる浪人相手の応対は大変な気苦労もあったのではないだろうか。それにしてもこうして村々を廻村し、端金を集めて生活のたしにしていた浪人たちの姿が目には浮ぶようである。

次に座頭・旅僧・順礼などが訪れる回数も、またその費用も決してバカにならない額である。座頭の中にはまさにヤクザまがいの者も多くいた模様で、幕府は浪人同様しばしばその取締令を発している。(資料は省略)

また、嘉永元年(一八四八)寄場拝島村組合の村々でも

議定書之事

一座頭の儀、村手引人足差出さず、^{ごせ}警女の儀最寄出生の者は格別、遠方より入込み、渡せい多く候はば、軒別門^{かど}付は勿論、止宿等相断り、尤も全^{まづ}往返行き暮れ候節は情を以て止宿いたさせ候義は別段の事、且又^{かつ}警女・座頭共祝儀・不祝儀等の節、志次第^{こころざし}を合力いたし、ねだりケ間敷義は相用ひ申さざる筈(後略)

嘉永元申九月

拝嶋村組合村々連印

(森田 豊家文書)

と申し合わせて、その費用負担を少しでも軽減しようとはかっている。座頭・警女・旅僧・順礼者などへの合力はある意味では、村人の情に基づく社会保障的な意味もあったと思われるが、それにも自から限度というものがあつてこのような議定をしたのであろう。三分入用取調帳にも廻村してくる浪人をはじめ、座頭・旅僧・順礼者などに対して「暮に及び止宿相願ひ候に付き^{よんどころな} 拠^よ無く遣す」・「暮に及び達て止宿願うに付き」などとことわり書きがあつて、い

つもより多少多めの合力錢を与えて、村の出費の嵩む止宿を断っている例が多い。

なお、熊川村の「三分入用取調帳」や、福生村の「子年村入用当座帳」には、そのほかにも「諸国遊歴人へ与力」・

「尾張国の由風流人老入泊り」・「茶坊主へ遣す三人連れ」・「医師修業人親子四人へ中喰代」・「武州川越在梅木村百姓の由親子三人泊り」・「往還病人入用六百貳拾四文」等々の記載もみえ、興味深いものがある。

次にまた多いのが寺社に対する勸化（寄進）である。同じく文久元年度一年分の勸化を月日を追ってぬき出してみると

（万延元年）

十一月廿七日 一百廿四文

奥州会津若松城下正一位蚕養国大明神勸化

（福島県）

但申（万延元）年より三ヶ年皆済

十二月廿二日 一百文

石見国安濃郡物部神社勸化（御免勸化カ）

（島根県）

但七ヶ年皆済

（文久元年）

二月 五日 一百文

浅草幸藏寺勸化

（東京都）

十一日 一百文

勝呂住吉大明神配札人へ

（埼玉県）

十八日 一百文

江戸小石川白山社配札人へ

（東京都）

三月 四日 一百文

遠州豊田郡光明寺勸化 遣つかわす

（愛知県）

廿七日 一貳百文

相州大山寺別当式人八大坊中喰 ※

（神奈川県）

廿七日 一壹分貳朱也

羽村神主宮川伊予守当年分相済

（地元）

（二貫四七五文に相当、他の資料によると配札料となっている）

四月 七日 一百文	浅草馬頭観音別当勸化遣ス	(東京都)
十日 一貳百文	三州吾妻郡三ノ宮勸化・但七ヶ年皆済	(愛知県)
廿一日 一四百文	武州川越大乗院勸化	(埼玉県)
	午年より戌年迄五ヶ年分当年相済	
五月廿一日 一四拾八文	浅草三社権現神主田村八太夫勸化	(東京都)
六月 四日 一貳百文	武蔵国一ノ宮氷川神社岩井伊予守	(埼玉県)
	但七ヶ年済切	
十日 一貳百文	石州安濃郡物部神社御免勸化(幕府認可の勸化)	(島根県)
	但七ヶ年分皆済	
廿五日 一百文	江戸小石川大塚大慈寺	(東京都)
七月(日付なし) 一金壹兩也	大山八大坊勸化(六貫九〇〇文に相当)	(神奈川県)
廿四日 一貳百六十四文	武州一野(之)宮ノ神主泊り式人 ※	(埼玉県)
廿五日 一貳百文	東都浅草牛頭天王神主天野左京勸化	(東京都)
九月十三日 一百四拾八文	伯耆国日野郡会見神社勸化へ	(鳥取県)
十七日 一百文	常陸国蚕影山勸化へ	(茨城県)
十月(日付なし) 一百文	遠州(浜松)諏訪(大明神)御免勸化(幕府認可の勸化)	(静岡県)
(日付なし) 一金壹兩壹分也	大山御師へ勸化へ(八貫六二五文に相当)	(神奈川県)

十一日 一百文 高麗郡岩淵郷天王宮勸化へ

(埼玉県)

十一月十一日 一百文 洛陽蓮花王院三十三間堂勸化へ

(京都府)

同日 一百文 備中国加茂郡吉備大明神勸化へ

(岡山県)

十五日 一百三十式文 下野国惣代郷風早神社勸化人老入泊り ※

(栃木県)

(※印は中喰代宿泊代だが、勸化に相当するものとして加えたものである。万延元年〈八六〇〉十一月勘定から翌文久元年〈八六六〉十一月勘定までの一年間件数は二六件 金額は二両二分二朱と三貫三一六文〈二二貫二九一文に相当する〉)

なお文久元年の白米一升は一五〇、一六〇文

他に 一 金式分也 拝島国五郎勸化 (二度にわたって大金一両を寄場拝島村組合の道案内人

一 金式分也 拝島国五郎勸化 国五郎に勸化しているが残念ながら使途不明・日付もなし)

こうしてみると、地元の神社をはじめ、おもだった神社はほぼ全国的にひろがっていることがわかる。そして幕府公認の御免^{ごめん}勸化はもとより、こうした神社の勸化に実によく「つきあって」いる。恐らく断った例などなかったのではないだろうか。これも神仏がまだ村の日常生活の中に生きていた時代性なのかも知れない。中でも地元の羽村神主宮川伊予守(阿蘇神社)への一分二朱(神符の配札料らしい)はともかく大山(神奈川県伊勢原市阿夫利神社)八大坊へは二回にわたって計二両一分(なんと一五貫五二五文に相当する)という大金の勸化にに応じているが、このことは当時この地元でも大山信仰が大きな力をもっており、日常的には御嶽山信仰と同じくより個人的な講などの信仰ではあっても、非常時(火災か、あるいは社殿の修復などがあったものと考えられる)には村々がこぞってバックアップ

プしたものではないかと思われる。一方熊川村では玉川上水にかかる日光橋の掛替え・修復の度ごとにそこを通る多数の大山参詣人衆から多額の勧化をとっている（本節7項参照）、あるいはそういった事情があったのかも知れない。（なおこの頃熊川村が村単位で代参人を送っているのは榛名山と三峯山である。本節8項参照）

また、福生村・熊川村をはじめ地元の村々と深くかかわっていたのが、虚無僧寺で有名な青梅新町の鈴法寺で、記録によると明和七年（一七七〇）六月、地元の村々を留場（縄張り区域のこと）としているが、その後しばらくすると各留場村から徴収していた穀代（上納金）の前借りをしばしば強要している様子がでてくる。天保一三年五月（この頃福生村では年に二分、熊川村では三領分合せて一貫二〇〇文の穀代を鈴法寺に納めていた）、度々の前借り強要に腹を立てた福生村の名主十兵衛がその強引な要求を断ると、鈴法寺の役僧が「悪口雑言既二尺八の袋ヲ取り、打かからん計のふるまい」におよんだため十兵衛は

甚以て不届至極の義ニ候えども、外色々御用向（公用の仕事）等差掛居候に付き 扨 無く来辰年分穀代として金式分也相渡す、則ち請取取置き（中略）近頃取締り（鈴法寺以外の虚無僧を村に立ち入らせないこと）と唱え、不法相働き実一同迷惑 仕候に付き、折を見合せ村々（拝島村組合二五か村をさすものと考えられる）へ相咄し取極め申し度く候

〔天保一三年・御用向日記〕田村半十郎家文書

と日記に記して、鈴法寺役僧の傲慢な仕打ちに怒りをぶつけている。ところが翌年の天保一四卯年一二月、まだ前借りした辰年もこないというのに、鈴法寺はふたたび本堂修復との理由で、三か年分一兩二分の大金の前借りを要求している。十兵衛は青梅新町村役人などの添簡もあったこともあって、仕方なくしぶしぶこれに応じているが、ときには暴力まがいの態度にでてくる虚無僧をむこうにまわして談判する名主十兵衛の姿が目に見えてくるような記録であ

る。なお勸化の中には近村の橋勸化（橋の掛替えや修復にともなう寄付）をはじめ各種の自普請に出す勸化、その他さまざまなものがある。

以上、浪人・座頭などへの合力、および寺社をはじめとする勸化の様子をみてきたのであるが、ではこれが村入用に占めた割合はどの程度のものであったのだろうか。やはり文久元年（一八六二）の場合で計算してみると、合力銭・勸化金の合計は、この年の三分入用全体の四一パーセント、また熊川村幕府領分でのこの年の村入用全体に対する出費割合は、約一二パーセントにも達する計算となる。

三分入用にはほかに重要なものとしては、玉川上水関係入用、尾州鷹場関係入用、上鮎関係入用、寄場組合関係入用の四つが含まれているが、これらはすべて順を追って項を改めて記述したい。ほかには御用廻状の継立て給分として一分（定額）、三分入用決済時の勘定入用六〇〇文（ほぼ定額で推移）、それぞれ立替払いをしてきた三名主の支出金に対する利息分である大出し利分などの費用が入って総額が算出され、前述の計算方法でそれぞれの領分に三分割されている。

4 玉川上水関係入用

市域を貫流する玉川上水は江戸の市民を潤したばかりでなく、数多くの武蔵野の新田を開発する上で大きな貢献を果してきたのであるが、地元福生地域の農民にとっては、いったいどのような意味をもつ存在だったのであろうか。ここでは単に「三分入用」に記されている上水関係の諸入用だけでなく少し広い目で検討してみたいと思う。

御上水芝野
錢の上納

玉川上水土手は福生村地内が一八三間、熊川村地内が北側一〇五八間、南側一〇〇二間あり、ここは貴重な草刈り場として村中の入会地いりあいちのようになっていて、それぞれ持ち場が決っていたようである。しかし、この地にも芝野錢（芝錢・萱年貢かや）の上納が義務づけられており、熊川村ではその広さ二町六反四畝二六歩に対して毎年一分と七六二文の芝野錢を村全体として三分入用の中から納めている。

玉川上水御用廻
状と人馬の継立

御用廻状の継立てについては、すでに前項で文久元年を例にとりて表Ⅲ-37で示したが、明らかに上水御用廻状の継立てのみと思われる砂川行の回数がとびぬけて多く、平均すると年五〇回前後にも達している。また上水関係の諸役人の日常的な往来にともなう人馬継立御用についても、天保三年（一八三二）の例を表Ⅲ-34でみてきたところであるが、ここでは無賃の人馬を大量に動員された御普請奉行の、玉川上水筋御巡見の様子を改めてとりあげてみたい。

まず天保四年、御普請奉行勝 志摩守御巡見の記録をまとめてみると

天保四年四月御普請奉行勝 志摩守 玉川上水筋御巡見

日程 四月十九日（第一日）江戸出立・高井戸宿通り・牟礼村昼食・砂川村泊

四月二十日（第二日）砂川村より箱根ヶ崎村小休・羽村昼・夫より所々見分・羽村泊

四月二十一日（第三日）羽村より川上の青梅辺まで見分・羽村泊

四月二十二日（第四日）羽村より拝島通り柴崎村中食・府中宿泊

四月二十三日（第五日）府中宿より帰府

人数 上・下十五人 内侍五人・足輕中間・又者共九人

(ただし後記の付添の者を含めると合計二十九人となる)

繼立人馬 無賃人足八人・馬五疋・内四疋は人足八人に替る

内訳 両掛式荷人足四人・駕人足七人・合羽式荷人足四人・分持人足一人・乗掛壹疋

合計 人足十六人と馬一疋

(以上がすべて無賃で出さなくてはならなかった人足と馬の数である)

付添 御普請方下奉行 森川八兵衛上下四人 賃人足五人・賃馬一疋

御普請方 広原亮平上下四人 賃人足一人・賃馬一疋

同同心 上野三右衛門上下二人 賃人足一人

地割棟梁 河合兵作上下四人 賃人足一人

合計賃人足八人・賃馬二疋

(以上は御定賃錢〈公定賃錢〉が出る人足と馬の数である)

以上を合計してみると

無賃人足十六人 賃人足八人 計二十四人

無賃馬一疋 賃馬二疋 計三疋

となる

このように実には大仰な出張であったことがわかる。さらに比較的資料の整っている天保期から嘉永期にかけての玉川上水筋御巡見の様子をまとめると表Ⅲ-39のようになり、その頻度の多さに驚かされるとともに、繼立人馬の数も

(田村半十郎家文書「御用留」より作成)

表Ⅲ-39 御普請奉行・玉川上水筋巡見に伴う継立人馬の様子

	御普請奉行名・及び人数 (ただし付添役人の数は入っていない)	出張先羽村 での宿泊数
天保 4(1833)	勝 志摩守 上・下 15 人 ※	2 泊
天保 10(1839)	井上備前守 上・下 18 人 ※	5 泊
天保 13(1842)	野田伊勢守 上・下 18 人	3 泊
	[福生村で人足 12 人 馬 2 疋] [熊川村で人足 8 人 馬 1 疋] 合計人足 20 人・馬 3 疋	
天保 15(1844)	村田阿波守 上・下 16 人	5 泊
	[福生村で人足 17 人・馬 1 疋] [熊川村で人足 13 人 馬 2 疋] 合計人足 30 人・馬 3 疋	
弘化 2(1845)	川路左衛門尉 上・下 18 人 ※	5 泊
弘化 3(1846)	池田播磨守 上・下 20 人	5 泊
	[福生村で人足 21 人・道路掃除 2 人・馬 2 疋] [熊川村で人足 15 人・馬 3 疋] 合計人足 38 人・馬 5 疋	
嘉永 5(1852)	明楽大隅守 上・下 17 人	□泊
	[福生村で人足 24 人・馬 2 疋] [熊川村で人足 16 人・馬 2 疋] 合計人足 40 人・馬 4 疋	

[天保から嘉永年間(1830~1853)にかけての記録による。□は不明。

※印は、玉川沿いの村々の申し合わせの結果、福生熊川以外の村が担当したものと思われるが、本当のところは記録にない。

(田村半十郎家文書「御用留」より作成)

時代とともに倍増し、村方のうめき声が聞えてくるようである。これは今でいう新大臣・長官の視察旅行に当るものと思われるが、その様子は今も昔も変わらないのであろうか。人馬継立の触が出ると、上水沿いの村々ではそれぞれ申し合せて必要な人馬の動員に当るのだが、福生村と熊川村でも共同してそれに対処していたこともよくわかる。

羽村堰定式御普請人足役 上水元の羽村をはじめ、その周辺の川崎・福

生・熊川・砂川・箱根ヶ崎・新町・千ヶ瀬・河辺・友田・草花・五ノ神の一二か村は、他村とは異なり、甲州道中その他の助郷人馬の継立てが免除された代りに「羽村堰定式御普請人足役」(略して羽村定人足)が義務づけられていた。つま

第2節 村方の諸経費と村民の生活

表Ⅲ-40 羽村定人足総動員数と福生村負担金

慶応4年(1868)	総動員数	福生村負担金
正月～3月	97人	1両 3朱
4月～5月3日	21人	
5月4日～5月21日	535人	18両
5月22日～6月7日	908人	
6月8日～6月23日	33人	
6月24日～7月6日	921.925人	13両 2分
7月7日～7月18日	179.36人	
7月19日～8月5日	1,040.758人	16両 2朱
8月6日～	1,157.25人	
(10月～12月)か	(184)※2	2両 1分
合計	(5,071)人	5回に分納 51両 1朱

※1 合計数が6名少ない、記録違いかと思われる。

※2 月・日・人数の記録がないため、福生村負担金2両1分から計算推定した人数である。

※ 総動員数の中には「水仕掛け」も含まれているものと思われる。
(田村半十郎家文書「慶応4年御伝馬人足并村人用帳」より作成)

り羽村堰確保のための夫役である。この制度が整ったのは寛政年中(一七九〇～一八〇〇)と考えられているが、内容は二つあって、一つが「急破御普請」と呼ばれるもので玉川出水時の緊急で臨時の大動員であり、もう一つが「水仕掛け」と呼ばれる平常時の人足提供である。いずれも羽村御陣屋の命で徴発する夫役で、急破御普請の場合は、風雨の中近

くの一峰院の梵鐘を鳴らして緊急動員したといわれ(規定によると一二か村では高百石につき五〇人の割合で人足を出すことになっている)、また水仕掛けの場合は一二か村が月番で当たったものといわれている。

この夫役に対しては御定賃銭が支払われたが(寛政年中からはじまる規定では出水時の急破御普請の場合は一日銀二匁、平日の水仕掛けは錢一五〇文と定められておりその後の基準となっている)、それは前述のとおりほぼ半額に近い低額におさえられていたために、各村々ではそれぞれ村入用の中から割増賃銭を出して補わざるを得なかった。では一体どの程度の動員と負担がかかったのだろうか。羽村定人足、とりわけ急破御普請の場合は、その年の天候によって大きく左右されたものと思われるが、慶応四年(一八六八)の記録(田村半十郎家文書)によれば、表Ⅲ-40に示した如くであり、特に

出水の多い時期には実に多数の人足を動員したことがわかる。一年間にならずと一日平均一三、四人が常時羽村堰の保守に当たっていた計算となる。

またこの年の人足の日当は九〇〇文、御定賃金は一五〇文で計算されている（ただし実際には度々の値上げ要求で、この頃の御定賃金は五〇〇文程度になっている筈であるが、この辺の事情が判然としない）。また動員数とそれに対応する金額の割合が一致しないのは、当時の風習として、一二か村から羽村御陣屋役人へ多額の音物（金）を贈っており、その分まで各村の分担金の中に組み込まれているためと思われる。こうして算出されたこの年の福生村の分担金は年間の合計が実に五一兩一朱にも達して、村入用の総額二一三兩三分余の二三・九四パーセントにも相当する額となっており、現実の日当と御定賃金の差が大きくなる幕末になればなるほど村負担額が急増し、村財政を圧迫したものと考えられる（現にこの慶応四年〈八六〉にも御定賃金増額の嘆願運動をすすめている）。また後述する寄場組合村の分担金（とりわけ農兵採用にともなう幕府領地の負担）もこの年、福生村は二六兩一分余（村入用総額の一四・一パーセント）となり、この二つの分担金が幕末期の物価騰貴とあいまって、村財政を窮地に追い込む元凶となっていたのである。一方この年福生村では実際にどの程度の人足を出したのであろうか。少なくとも同資料でみるかぎり、秋口の八月から十一月にかけて、四回にわたり、合計五五人・宰領四人の記録しかない。この点から考えてみても、後述の羽村堰修復請負工事ともからんで、羽村を中心に年間のほとんどを羽村堰にかかわる賃稼ぎで生計を保っているなかば無産者化した農民が相当数存在していたものと考えられる。

上水縁草の刈取りと底浚い

玉川上水沿いの村々には、隔年の秋口に一度、福生村の新堀口から四ツ谷天竜寺前まで（狭山池助水路も含めて）、それぞれ村内を通る上水の水際に生い茂った水草・葭・茅・雑草木などの刈取り

が命じられた。これも寛政年中から規定されたもので、すべて村役（村の負担）で実施しなくてはならなかった。刈取りの日が近づくに御普請方役人が出張ってきて、すべてその指図のもとで各村々がいっせいに作業にとりかかるのだが、この作業は上水の水を流したままおこなうので、塵芥類を流さないよう厳命され、かなりやっかいな仕事だったようである。（実際には夥^{おびただ}しい量の芥^{あくた}が四ツ谷大木戸の芥留まで流れついて困惑している様子が記されている）

天保一三年（一八四二）の福生村の記録をみると、出張役人の宿泊費用などは村入用で当て、刈取人足については、昼前人足一人・昼後人足一人の名前が記されているが、人足賃の記載はないので、どうも輪番制になっていた模様である。

上水路の維持にとってもっと重要なことは年々上水路底に堆積する土砂を浚^{さく}い出すことであつた。これは雑草木の刈取りとは違って一定期間（前後五日間程）いやおうなく流水を止めて、その間に急いで作業を完成させなくてはならず、かなり大がかりな事業であつた。これも寛政二年（一七九〇）に村役に申しつける動きがあつたが、さすがに中止されたようで、通常は数年に一度羽村陣屋が水番人を通じて各村々から人足を雇い上げる「相對雇」で実施されてきたようである。

そのためか村方に残る上水底浚いの記録はきわめて少ないが慶応元年（一八六五）の熊川村の資料（石川彌八郎家文書）によれば、この年の八月名主の弥八郎がこの仕事を請負い、村方惣人足を動員してことに当っている。作業は流水の止った八月二八日の早朝から翌二九日の昼にかけて惣人数一七四人半で水底の幅三間・深さ二尺・長さ七〇間の土砂を一日半で浚いきっている。羽村陣屋からは弁当料という名目で一五両三分が渡されており、諸雑費を差引いた一三両一分を一七四人半で割った一人分の日当五〇八文が各自に支払われている。おそらく流水を止めるこの期間に

は上水沿いのいたるところで夥しい数の人々がこうした作業に従事する姿が見られたはずである。

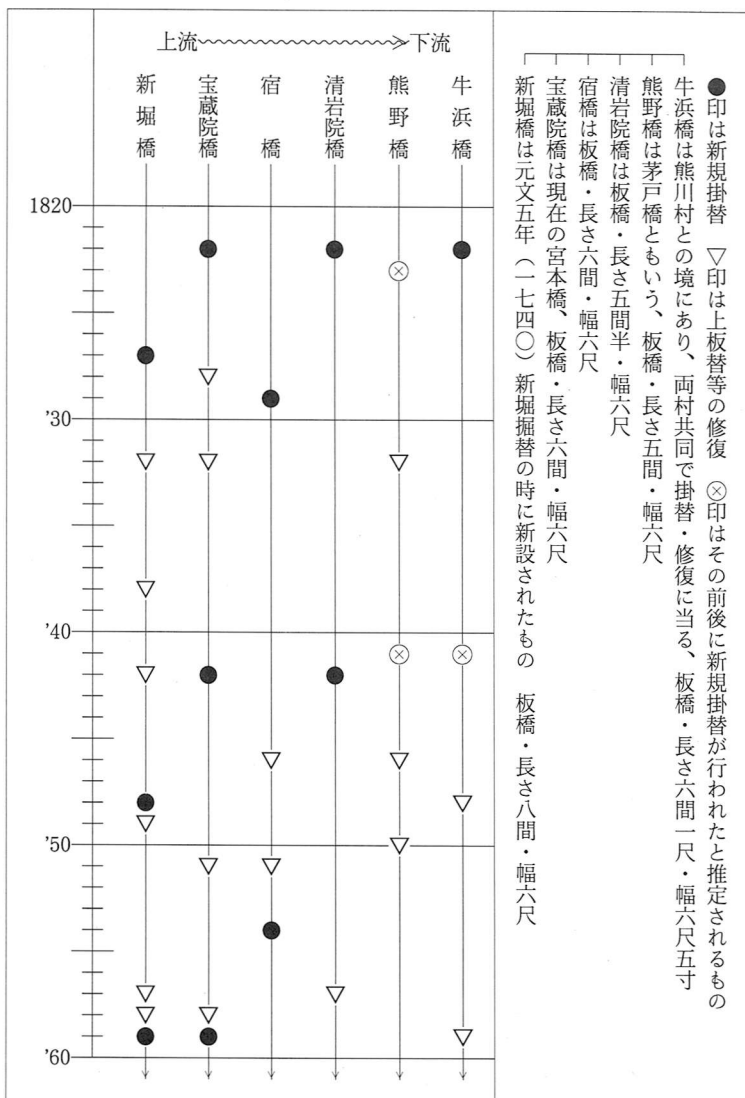
また異常な渇水の年でもあった文政四年（一八三）の七月、日に日に取水量が減ってゆくのに焦ったのか羽村陣屋では取水口に近い福生・熊川の両村にかぎって流水中の藻草・荒石を村役で除去するよう新規に命じてくるが、福生・熊川ではそうした前例はなく、また水中の作業はきわめて危険な上、村入用も嵩むという理由で両村が一致して三か月にもおよぶさかんな免除嘆願運動を展開している（『近世3』10）。この一件は結局のところ陣屋側の譲歩したかたちとなり、福生から八人、熊川から五人計一三人の人足を出し、水止めの上一日で牛浜橋から宿橋下にかけての荒石などを拾い上げることで結着している。しかし福生村名主勘次郎はこの一件の記録の最後に、

右御上水浚一件両村にて金拾四五両も相掛ケ（免除嘆願運動の費用が）殊の外難儀致し候、後世に至り又候仰付られ候ても此の段申し上げ、容易に御請け相成間敷候、水中の儀（水中の作業できわめて危険なので）に付き、能々御免御願ひ申す可き事 と記し、あくまでも新規の危険な御用は受けないよう後世に書き残している。

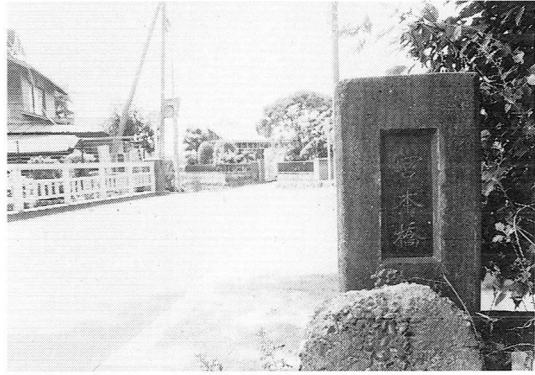
橋の掛替と修復 福生・熊川両村は上水が貫流しているがゆえに、ここに架かる橋の掛替・修復にも多くの費用がかかることとなった。市域を流れる上水に架設された橋は福生村が表Ⅲ-41で示した六橋、熊川村が両村

共同で維持・管理した牛浜橋のほかに、青梅橋・山王橋・念仏橋（五丁橋）・日光橋の四橋があり、合計一〇か所に橋があったこととなる。これらの橋はすべて自普請（村の責任で掛替修復に当たる）でおこなわれ、その具体的な費用の捻出などについては別項で触れるが、ここでは比較的記録が揃っている福生村の文政年間から安政年間にかけての村内六橋の掛替・修復の回数を表にまとめてみた。新規掛替・修復とも上流の橋の方がやや回数が多いが、中には羽村御普請所の舟が流れかかって橋杭を破損したなどの記録もあり、それだけ橋のいたみも早かったものと思われる。

表Ⅲ-41 玉川上水橋の掛替と補修



(田村半十郎家文書「天保13年・玉川上水橋々普請入用帳」を中心に作成)



図III-43 宝蔵院橋（宮本橋）

橋によって多少のひらきはあるが、普通新規の掛替は二〇年から二五年に一度で、その経費は八両前後が多く、また上板替（一〇橋ともすべて板橋）などの修復（表に示したほかにも実際にはもう少し修復があったものと推測される）には、約半分の四両ほどが支出されている。新規掛替・修復とも各橋によってその費用の捻出の仕方（後述）はさまざまであるが、すべて村入用とは別の会計で処理されており、この経費負担も村民にとって決して見落すことのできないものであったと思われる。

羽村堰修復 の請負工事

羽村の堰は今のコンクリートとは異なり、いわゆる木と竹と石で作られていたため、出水の度ごとにまず修理しなくてはならなかった。修復工事は最初は玉川兄弟家が、ついで江戸の町名主が請負っていたが、寛政の頃から次第に羽村の坂本家・指田家をはじめ、福生村の田村家など地元有力者による入札請負制度へと推移していった。修理箇所がでると羽村陣屋から工事請負入札の触が近隣の村々に回達され、現在の公共事業の入札と同じ方法で落札され、工事にとりかかるという仕組みになっていた。ただ面白いことには、いわゆる談合を防ぐために「地割棟梁」というのが役人とともに江戸からやってきて、自らも入札に参加し、もっとも低額で入札した場合には、この地割棟梁が請負うという方法がとられていた。玉川上水の研究に造詣の深い坂上洋之によれば、その工事請負金額は文政四・五・六年の三か年間の一年当たりの平均が六六〇両にも達したと推測されている。請負人はこの金で資材を調達し、近村から

人夫を雇い入れて工事をすすめたわけで、毎年実に多額の金が羽村を中心とした地元に落されたことになる。この「玉川上水関係入用について」の項では今まで村民にとってマイナスの要因となったものばかりをあげざるを得なかったわけだが、この羽村堰修復工事請負事業は、地元の有力者の台頭をうながしたばかりでなく、農間稼ぎで食いつないでいた多くの農民にとっても格好の賃稼ぎの場となっていたものと思われる。また羽村堰には「御囲竹木」という制度もあって、牛柅^{うしわく}・蛇籠^{じやかく}・竹簀^{たけす}・筵^{むしろ}・空俵^{あきだわら}・龜朶木^{かめだぎ}・石・砂などを常備していたので、これらの品々の調達も地元の経済を潤していたのである。

以上六点にわたって玉川上水と地域住民とのかかわり合いをみてきたのであるが、それらをよく検討してみると、たとえ助郷役の重い負担が免除されていたとはいえ、福生・熊川の村民にとって玉川上水は実に迷惑な存在であり、名主勘次郎をして「御支配所第一の困窮愚村と誹謗を請け」（『文政一一年年中日記控』田村半十郎家文書）と嘆かした最大の要因と思われる。また村内への分水については、寛政三年（一七九一）名主勘次郎から田造成のために拝島村分水口程度のものを許可してほしい旨嘆願書が出されているが（ことに文化五年（一八〇八）の記録によれば、福生村内でもとりわけ水不足に悩まされていた宿・新屋敷・中福生の三か所が文化二、三年の渇水時に井戸水まで枯れつきてしまったことをあげ、同時に近隣の村々が分水を許可されている中で、福生・熊川だけが例外となっていることも訴え、もし分水許可が得られるのなら、年々無賃の人足一〇〇人を差出して、羽村取水口から福生村新堀口までの上水底に堆積する土砂を毎年浚い出す旨を約束する嘆願書まで提出して、涙ぐましい運動を展開している）、その後この村民の切実な願いはなかなか実現されず、福生村ではようやく慶応三年（一八六七）に、また熊川村では実に明治一九年（一八八六）にいたって初めて玉川上水分水のわずかばかりの恩恵に浴することができたのである。

5 尾州鷹場関係入用

市域の住民にとって、玉川上水のほかにもうひとつ厄介な問題だったのは、この地が尾張藩の鷹場（尾州鷹場）に指定されていたことであった。尾州鷹場は北は川越付近から南は府中周辺におよぶ広大な地域で、寛延元年（一七八）から福生・熊川村を含む多摩川沿いの村々も新規にこの尾州鷹場に編入された。このときから市域住民は従来の領主支配に加えて、鷹場の領主尾張藩の支配をも受けることとなった。もともとこの頃になると幕初からの大規模な御鷹野（鷹狩り）は次第に姿を消し、むしろ幕府領・私領・寺社領などが複雑に入り組む江戸周辺地帯を一手に大網を張って農民支配の維持強化をはかろうとする治安対策的な意味の方が大きかったようである。福生・熊川両村は、直接的には多摩川沿いの村々とともに尾州鷹場立川御陣屋の支配を受けていた。また村入用にみられる尾州鷹場関係入用には次のものがあった。

そのひとつが、尾張公の御鷹野の節、または鷹場役人の往還にともなう清戸村鷹場御殿（清瀬市にあった御鷹野の際の止宿先）への人馬の提供である。寛延元年、多摩川沿いの村々が新規に鷹場に編入された当初は、將軍家への献上鮎（四章一、二節参照）とは別に尾張藩邸へも多摩川の鮎を献上することでこの人馬役は免除されていたが、間もなくこの制度も廃止となり、清戸村への人馬の提供が始まった。寛政二年（一七八）、尾張宰相（治行公）の御鷹野のときには熊川村では人足七人（ほかに村役人一名付添）馬二疋を実際に送り込んでいるが（石川元八家文書・すべて無賃のため全費用が村負担）、程なく立川陣屋を通じて「人足買上賃」を上納するという風に変ってくる。また鷹場御用は鷹場編入とともにつくられた五か村組合（羽村九八三石・五ノ神六九石・川崎三六一石・福生九二五石・熊川

五三三石・惣高二八七〇石割）で引き受け、決済はすべて「村高割」で分担している。次の資料は天保四年（一八三三）の「五ヶ村組合村立会勘定帳」（石川彌八郎家文書）の鷹場入用に関する部分である。

立川御用人足

辰 うらふ 閏十一月十二日	一 六貫四百文	人足八人
辰十二月分	一 八百文	人足壹人
巳三月廿一日	一 八貫文	人足拾人
巳七月十一日	一 八貫文	人足拾人
巳十月廿四日	一 八貫文	人足拾人
一金貳朱也	長兵衛殿へ年礼ニ出ス	
一金貳朱也	追ちらし	
一金貳朱也	案山子 かみし	
一百文	願書 したた 両度認メ入用	
一九百文	熊川 より 々立川へ使、六度分	
ノ金壹分貳朱ト三拾貳貫貳百文 しめて		
為金五両壹分ト廿四文		

（以上を五か村で村高割で分担）

（天保三年一月から翌年一〇月までの会計年度に五か村組合村から計五回にわたって合計三九人分、三一貫

二〇〇文の人足買上賃が立川陣屋を通じて上納されている。なおこの年の福生・熊川両村の負担は

福生村 一二・六人分 十貫五六文

熊川村 七・二人分 五貫七九四文）

（長兵衛は立川陣屋守で毎年立川陣屋まで年礼に出むく）

（本文中の「棒・竹鍵たけやりを以て猪鹿追散願おいらし」のこと）

（本文中の「案山子願」のこと）

（右の両願書の作成費用・紙代）

（立川陣屋へは五か村の代表として熊川村役人が出むくことになっていた。一回分の駄賃が一五〇文）

（合計額に対する福生・熊川両村の負担額は

福生村 壹兩貳分貳朱ト四四八文

熊川村 三分貳朱ト六五八文）

このように清戸村詰御役人馬御用の人足買上賃は、五か村組合から年間三〇人から四〇人分が三回から五回に分けて上納されている（一人分の人足賃は初見の天保三年の資料以降すべて八〇〇文、また嘉永六年〔八五〕以降の記録では、人数もすべて年間三一人分と固定してきている）。これをもとに福生・熊川両村の負担分を計算してみると、福生が九・七人から一二・九人、熊川が五・六人から七・四人分となり、この人足賃はすべてまるがかえの村負担であった。

次に鷹場住民は鷹場であるがゆえに実にさまざまな制約のもとで生活しなくてはならなかった。それらの制約は鷹場法度^{はつと}に規定されているが、まず鷹場内では獲物が減少するとの理由ですべての殺生が禁止され、さらに獣を追いたてること、鉄砲を使うこと、案山子^{かかし}を立てること、家屋・土蔵・小屋・水車などを新造したり修繕すること、祭礼などで多人数が集まること等々、すべて許可を得なくてはならなかった。また多摩川沿いの村々では、冬・春の多摩川での漁業は一切禁止されている。

前述の資料に出てくる「追ちらし」「案山子」は五か村組合が毎年立川陣屋まで出むいていって、いちいち許可を願ひ出たときの費用で（また毎年正月立川陣屋に年賀に訪れ年玉を贈っている）、「猪鹿追散へ棒・竹鑓を以て猪鹿追散」願は正月二〇日まで、「案山子願」は九月二〇日までと、それぞれ提出期限までも決っていた。鷹場内の村々ではこうした願ひを出して許可を受けなければ、猪鹿（当時の村明細帳によれば市域にも猪、鹿が多く出没すると記録している）を追いたてることも許されず、また案山子を立てることさえできなかったのである。

また家屋の新築・建替え・修繕にともなう許可願の類も多数残っているし、文久四年（一八六四）には熊川村で兎網を所持していた農民が厳しい咎めを受けるなどしている。思うに鷹場に組み込まれた市域住民にとっては、清戸村御伝

馬人足御用の負担よりも、むしろこうしたさまざまな生活上の規制を受けていたことの方が重苦しい圧迫感になっていたように思える。

また御鷹場の様子を視察するということで、御鷹匠を中心に一五人前後の鷹場役人が毎年のように鷹場内を廻村してきて、熊川村で昼食、福生村名主田村家で止宿することが多かった。このときは公定の食料費・宿泊費は支払われるものの、村々の人馬の継立てや賄費用は容易なものではなかった。天保七年（一八三六）といえば、長雨による全国的な大飢饉の中で、多摩川筋の村々も困窮のどん底にあえいでいた年であるが（「天保七年・諸御用向控」田村半十郎家文書には「四月上旬より七月廿一日迄百日程雨天続候。粟・稗・田方大不出来ニ御座候」と記されている）、この年にも御鷹四据（四羽）・鷹匠以下一四人という多人数で鷹場内を廻村してきて、福生村田村家に一泊止宿している。どこの村方もひどく困窮疲弊しているこのようなときまで、出かけてこなくてもいいのではないかと思いがちであるが、現にこの天保七年は多摩川筋の村々でも人氣不穩の空氣（打ちこわしの動き）が満ちており、逆にこのようなときこそ鷹場役人の廻村と、その情報収集が支配者側にとってきわめて重要な意味をもっていたわけである。

6 上鮎関係入用と寄場組合村入用

上鮎あひあ（將軍家に対する玉川鮎の献上）については、第四章「多摩川の漁業と御用鮎」の中で詳述されているので、ここでは村入用に計上されている費用についてのみ触れておくこととしたい。熊川村の場合は鮎運上ぶ一分（多摩川鮎漁に対する雑税で玉川上水縁芝野錢と同様熊川村では「三分入用」から上納している・定額）のほかに御用鮎捕獲運搬人足賃として約一貫八〇〇文ほど（安政五年前後八年間の平均）を分担拠出している。これは両者を合計しても

「三分入用」の四・二パーセント程度にすぎず、村民の経費負担の面からのみこれを見るならば軽度のものであったといえる。

次に寄場組合村入用についてであるが、まず寄場組合とは文政一〇年（一八二八）にいわゆる幕府の文政の改革の一環として関東全域にわたって、おもに治安の維持と流通統制を目的として設置された自警組合のことで、関東取締出役の下部組織として、幕府領・私領・寺社領を問わず、三〇か村から五〇か村ほどを目安としてひとつにまとめられた（その中心となった村を寄場という）。具体的には関東取締出役からの御触類の組合内村々への回達と周知徹底、取締出役役人の案内をはじめ、道案内人（自治警察官）の雇い上げ、囚人・無宿者などの寄場内牢舎での預りなどがあるものであった。福生・熊川両村は、寄場拝島村を中心に、田中・作目・大神・上川原・川崎・五ノ神・羽村・中里新田・殿ヶ谷新田・宮沢新田・砂川・砂川前新田・中藤新田・芋窪新田・箱根ヶ崎・石畑・殿ヶ谷・岸・三ツ木・横田・中藤・芋窪の各村々とともに組合を結成していた（寄場拝島村組合・二五か村・高一五五石余）。では寄場拝島村組合では具体的にどのような経費がかかったのであろうか、資料は乏しいが万延元年（一八六〇）の記録をみると、

拝島村寄場入用

入用高^{しめて}ノ金拾貳両壹分式朱（貳拾両壹分式朱の誤り）ト錢六拾九貫百四文

此金三拾兩貳分式朱ト錢四百貳拾八文（この年の両替値は一両が六貫八百文）

此わけ

一金拾兩三分式朱ト錢五百四拾八文 是は年中囚人預り^{おり}圈入用（囚人預り費用のこと）

一金壹兩三分也 是は御用に付き道案内の者処々差出し候雜用手当（道案内人の渉外費カ）

一金壹兩貳分ト錢六拾七貫九百六拾八文 是は処々道案内人の者御用に付き罷越し止宿いたし候雜用（この費用の中には取締出役役人の休泊・接待費用も入っていると思われる）

一 錢五百八十文 是は年中遣^{つかい}候紙代（紙墨代・この年は通常よりも少額）

一 金六兩也 国五郎給金（道案内人・国五郎の年間給与）

一 金壹分也 圀^お地代（毎年支払う借地料）

ノ^{しめて} 組合高壹万四千四百四拾五石に割（以下略）

※なおこのときの福生村の分担拠出金は貳兩貳分ト六拾壹文

熊川村の分担拠出金は壹兩壹分貳朱ト四百廿八文

（田村半十郎家文書）

とあり、およその見当がつく。この寄場組合村の総費用はおおむね右の資料に示したような内容で、普通は二〇兩から三〇兩前後で推移しているが、嘉永七年（一八五）には通常の経費である二三兩一分余のほかに「去丑年（前年の嘉永六年）の冬、拝島村圍にて平井（日の出町）菊二郎逃去り候入用」として二三兩一分余（おそらく組合村をあげて山狩りなどをおこなった為であろう）と、それにともなう圍修復費用として一二兩余、合せて四五兩二分の臨時の大出費もあったことを記している。

またこの経費は諸色の高騰と、世情も騒しくなる万延・文久の頃から次第に多額となり、特に文久三年（一八六三）に農兵が設置されるようになると様子が一変する。

多額の献金をもとに発足したはずの農兵制度ではあったが、やがてその維持費は兵士たちの給金をはじめ、すべての費用が幕府領分の村方負担となつてはねかえつてきた。

とりわけ福生村は全域が幕府領であつたため（勿論この頃になると各地の私領でも將軍家茂の長州出兵に随伴する旗本たちへの上納金等も多かったが）、この負担をもちにかぶることとなつた。正確な記録が残されている慶応元年（一八六五）から翌二年にかけての寄場拝島村の諸経費を計算してみると、農兵にともなう費用が年平均二六四兩、従来の経費が一〇三兩、合計三六七兩余（従来の金額の一〇倍から一五倍）にも達している。こうした中で福生村の分担金は三四兩、熊川村では幕府領分が五兩余、私領分が四兩二分、合計一〇兩近くになっていて、前述の羽村定人足にともなう割増賃金の負担とともに、幕末期の村財政を大きく圧迫する最大の原因となつていたのである。

7 自普請費用の捻出

福生・熊川両村の自普請所（村方もちの費用で普請に當つた場所）の中でも、玉川上水にかかる合計一〇か所の橋（上流から新堀橋・宝蔵院〈宮本〉橋・宿橋・清岩院橋・熊野〈萱戸〉橋・以上が福生村もち、次の牛浜橋は両村の境にあるため両村もち、青梅橋・山王橋・念仏〈五丁〉橋・日光橋、以上が熊川村もち、すべて板橋で幅六尺〇六尺五寸・長さ五間〇六間二尺、ただし新堀橋は長さ八間、常時上板替えなどの補修を加えながら、普通二〇年ほどで新規に掛替える）と、多摩川の三つの渡し（上流から福生の渡し・次の牛浜の渡しは両村の境にあるため両村もち・熊川〈小川〉の渡し）に毎年冬にかける土橋（出水時の夏ばは渡舟または歩行^{かち}渡し・渇水期の冬ばになるとその場所に幅六尺長さ三〇間からときには四〇間ほどの土橋をかけて通行）の架設・修復が両村の大きな負担となつていた。福生

村分の上水橋の新規掛替え・修復の様子については、すでに「4、玉川上水関係入用について」の項で触れたとおりであるが、これだけの費用を村民の負担でまかなうことは容易ではなく、そのためさまざまな工夫がされて、その費用の捻出に意を注いでいる。そこでここではその橋普請の代表的な事例を四つのタイプに分けて述べてみたいと思う（なお両村とも恒常的な村入用とは別途に各橋の新規掛替え修復のつど独立した会計で決済している）。

宿橋等の維持 文政一二年（一八元）の記録（田村半十郎家文書）によれば、この年名主重兵衛の直接指揮のもとで**と村民の寄付** おこなわれた宿橋新規掛替えの総費用は三両一分三朱と五貫一五〇文（このときはまだ使用可能な

橋板は再利用したものと思われ比較的低額となっている・兩替値六貫六〇〇文）、人足は合計四三人と馬二疋（橋周辺の村民を動員したものと推測される・無賃）、経費の捻出はまず村民からの寄付（強制カンパ・最高一五〇文から最低一二文までは八段階に分けて（後家の場合はいずれも低額となっている）ほぼ福生村の全戸にわたる二〇九戸から徴収している）が総額の半分強の二両一分と一一四文、ほかに近村の材木元締・商人ら四人から合せて一両、名主重兵衛が預っていた村金から二朱、不足分が三分と五〇〇文（この不足分については村入用から補填したか、あるいは名主重兵衛の支出でまかなったのか記録にない）という内容になっている。このようにことに村民の利用度の高かった橋（ほかに清岩院橋・熊野橋・青梅橋・山王橋・念仏橋）は原則としてこのようなかたちで掛替え・修復がつけられていったものと思われる。また熊川村でははけ通に二か所の橋木山を所有し、橋用材の育成に当たっていたり、天保九年（一八三八）の山王橋の新規掛替えのときには惣村中から小麦一升ずつを持ち寄って、その費用に当てたとの記録も残っている。なお上水橋はすべて羽村水番所の厳しい管理下におかれており、橋の掛替え・修復のたびに願い出と許可が必要とされ、工事中上水に塵芥などを流さないよう確約をとられるとともに、水番所役人の見分等にもな

う接待費もばかにならない余計な経費となっていたのである。

牛浜橋・宝蔵院 牛浜の渡しと上水にかかる牛浜橋は、いわゆる五日市街道にかかるもので、江戸方面と対岸の伊橋と村々の勸化 奈・五日市方面を結ぶ重要な幹線路であり、また福生の渡しと宝蔵院橋も扇町屋（埼玉県入間

市）と平井・五日市に通ずる経済道路であった。つまりこれらの渡しと橋は単に地元民が利用するというだけではなく、もっと広い地域の中に位置づけられていたのである。そのためこれらの橋々の掛替え・修復の際には実に広い範囲にわたって橋勸化の依頼がなされている。ことに両村境にある牛浜橋の場合は、福生・熊川両村名主の名をもって「牛浜橋御通行御村々御役人中様」と宛名した丁寧な勸化依頼状が残されている。宝蔵院橋の例でみるならば、（残念ながら牛浜橋の資料は少ないが五日市村周辺の村々では毎年の村入用帳の中に牛浜橋勸化金をあげているところが多い）西は秋川市・日の出町・五日市町にかけて三二か村、東は羽村市・瑞穂町・武蔵村山市・さらに入間市にかけて一八か村、合計五〇か村の村々および各村の酒屋・穀屋などの商人も含めて八四か所の勸化依頼先がほぼ決っていたことがわかる。そして文化元年には総額六両二分二朱余のうち五両二分二朱余が、また天保一三年には総額四両一分二朱余のすべてが勸化金で充当できたことを記している。なお多摩川の渡しにかける土橋については記録がきわめて乏しく判然としないが、おそらく享保年中と思われる記録（大悲願寺文書）に、福生の渡しの土橋は従来は船頭がかけていたが（渡船についての勸化は常に船頭が関係の村方を幅広く廻っている）、「不埒」なことがあったゆえ、今後村方（福生村）で当たることになったので、相応の助力を願いたい旨の名主角左衛門の勸化依頼状の写しがあり、大悲願寺ではこれにこたえて一〇〇文（持ち馬一疋につき五〇文・二疋分）の勸化に応じている。

大山参詣衆の助力による日光橋

市域内一〇か所の上水橋の中でもっともよく記録が残っているのが日光橋である。ここを通る日光街道（国道十六号線）は、毎年旧暦の六月末から七月中頃にかけて、白装束に杖をもち鈴を鳴らしながら大山詣をする埼玉方面からの参詣衆（大山道者Ⅱオオヤマドウジャ）の往来が多いところだった。日光橋は直接的には地元の内出・南地区の人々がその維持・管理に当たっていたが、彼らはこの大山参詣衆の全面的な助力を得ることによって橋の掛替・修復をおこなっている。寛政元年（一七九九）の新規掛替えでは、総額六兩二分のうち四兩を参詣衆からの勸化で、残りを南・内出六三軒の寄付・その他でまかなっているが、さらに時代がくだった天保一二年（一八四一）のときには総額九兩一分と一貫文余のうち五兩一分一朱を勸化金で、不足分の四兩と一貫文余は当面借入金でおぎない、ひきつづいて翌年も勸化をつづけることによって借金返済に当てることにしている。つまりこの年には地元民は人足を負担するだけで、ほかはすべて大山参詣衆の力でまかなえたことになる。では大山参詣衆からの勸化はどのような方法で集めたのであろうか。嘉永から安政にかけての「日光橋勸化覚帳」の類（石川彌八郎家文書）に当たってみると、いずれも旧暦の六月二五日頃から七月一五日までの約二〇日間にわたり、日光橋のたもとに仮小屋を掛け、南・内出の村民が三名ずつ交替でそこに詰め、橋を渡る大山参詣衆から一人四文の割合で通行料を頂戴していたことがわかる。その量は想像以上に多く、安政四年度分を計算してみると、一日平均五〇〇名、勸化金二貫文となり、この年には二一日間で総計一分三朱と三九貫文余（金にして六兩二朱余）を得ている。日光橋の勸化には多少の余裕金も出ることもあった様子で、南・内出では毎年六月一五日におこなわれる天王祭の費用の一部に、この日光橋勸化金をときどき流用したりしている。

手当金利息に

天保八年九月、福生村名主十兵衛が代官の江川太郎左衛門役所に差出した「福生村御普請所自普請

よる新堀橋

所仕来書上帳しきたり」（田村半十郎家文書）の中に「字新堀橋・板橋長八間・（横六尺）・是ハ御上水堀替

えの節為御手当おてあてとして

金拾両下し置かれ、右利足ヲ以て掛来り申し候かひきた」とあり、元文五年（一七〇〇）の新堀の掘替えの際普

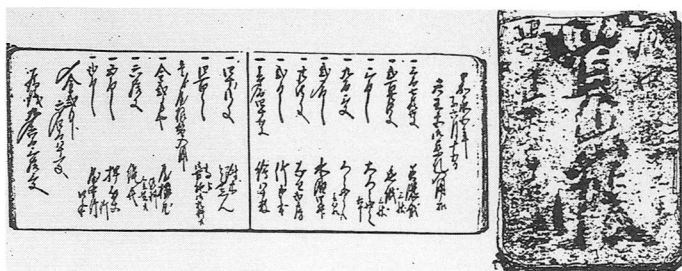
請奉行から金一〇両のお手当金を下賜され、以来その利息で新堀橋を維持してきたというのである。橋の新規掛替えは短くても一〇年、普通は二〇年に一度程度であるから、途中の修復費用を入れても一〇両の利息でなんとか充当できたものと考えられ、少くとも元文年間からこの天保八年までの約一〇〇年間、新堀橋についてはこの方法がとられたものと思われる。

また、つい最近まで残っていた村民総出の道普請は天保の頃の記録にしばしば「三月五日、例年の通惣村人足罷出まかりいで道造り」と記されており、その期日が例年決っていたようである。

8 祭り入用

村民の生活と深くかかわっていた祭りの様子については、旧熊川村に貴重な資料が残されている。「買出帳」と題された横半帳（石川彌八郎家文書・表紙には寛政一二年正月からと記されているが、実際には天保一五年から明治七年（一八七六）までの三一年間にわたって毎年おこなわれた各種の祭りや、代参詣の経費、および毎年のように廻村してくる鷹場役人の中飯賭費用を克明に記録している）を分析すると当時の熊川村の祭りの様子を具体的に再現できるものと思われるが、ここでは祭り入用の観点から、この「買出帳」をもとに二つの表をつくってみた。

まず表Ⅲ-42でみると当時礼拝大明神（熊川神社）でおこなわれた春祭・風祭（台風除けの祭りでのち秋祭）は期



図Ⅲ-44 買出帳（寛政12年～明治7年）（石川彌八郎家文書）

日も一定しておらず、実施されなかった年もかなり多かったように思われるが、それに対して天王祭り（牛頭天王は疫病除けの神で、熊川の天王社は拝島駅の近く、旧日光街道の脇、現在稻荷社があるところに祀られていた）は期日も六月一五日に決っており、毎年のようにおこなわれている。それは隣の福生村でも同じ傾向であったことが記されている（『文化元年・鎮守祭礼仕来り書上帳』『近世3』150）。当時、祭りとしては両村ともにこの天王祭りの方が主体であったように思える。

ところで、春・秋の祭りの費用は神楽やときには芝居の買金为中心を占め、天王祭りには地口絵（一〇〇枚の年が多い）の描き代と行灯用の油の購入代が多い。また雨乞いには大きな靈験があったという大久野（日の出町）の樽窪まで滝の水を貰いに行っていること（戦後まで広い地域でおこなわれていた）も面白い。なお榛名山は雹や嵐除けの神として古くから農耕と養蚕に深くつながっており、三峯山（埼玉県大滝村）は火防・盗賊除けの神として信仰をあつめていた。一方祭りの経費の負担であるが、熊川村の場合は表Ⅲ-43のとおりすべて戸数割りで拠出している。ところが福生村では、嘉永六年（一八五五）の例でみると、この年福生村でも二度にわたって雨乞いをおこなっているが、いずれの場合も二〇〇文から六四文までの六段階に、また同じ年の天王祭りでは、一五〇文から五〇文までの五段階に分けて割り当て徴収するかたちをとっているの、おそらく福生村ではこうした方法が通例だったと思われる。

祭りは本来は村民の自治にまかされてきた分野であり、また村民にとってもこの上

表Ⅲ-42 「買出帳」に記録されている熊川村の祭りなど

	天保 15・ 18 4 4	弘化 2・ 4 5	“ 3・ 4 6	“ 4・ 4 7	嘉永 1・ 4 8	“ 2・ 4 9	“ 3・ 5 0	“ 4・ 5 1	“ 5・ 5 2	“ 6・ 5 3	安政 1・ 5 4	“ 2・ 5 5	“ 3・ 18 5 6
春 祭 り		3/□	※1	2/28	3/□			4/2				○	○
風 祭 り	8/2			7/25		○		○			8/3	7/20	
秋 祭 り													
雨 乞 い								7/3		6/21 ^{※3} 7/3			
天 王 祭	6/15	○		6/15	6/15	○	○	6/15	6/15			6/15	6/15
榛名山代参		○		○	3/□	○				2/□		○	3/□
三ツ峯山代参													

“ 4・ 5 7	“ 5・ 5 8	“ 6・ 5 9	万延 1・ 6 0	文久 1・ 6 1	“ 2・ 6 2	“ 3・ 6 3	元治 1・ 6 4	慶応 1・ 6 5	“ 2・ 6 6	“ 3・ 6 7	明治 1・ 6 8	“ 2・ 6 9	“ 3・ 18 7 0	(以 下 省 略)
			3/5			○	○		3/29	○				
8/1														
					○	8/□		○				8/1		
				6/21		6/□ ^{※2}								
6/15	6/15	6/15	6/15	○	6/15	○	6/15		6/15	○	○	○	○	
○	○	3/□			○	○	○	○	○	○	○	○	○	
				11/□	○	○		○	○	11/□	11/□	○	○	

▼表の○印がその年に実施された祭りで、月日の記録されているものは○内に記入した。

※1. なぜかこの年の記録がないが前年の弘化2年に隣村の福生村で手踊りを催したとして関東取締役の手入れを受けている。

※2. この年熊川村でも風祭りにつき手入れを受け、村役人が八王子まで呼び出されている。

※3. 二度にわたって雨乞いを行っている。

※4. この年から榛名山への代参人が従来の1名から2名にふえた。

第2節 村方の諸経費と村民の生活

表Ⅲ-43 祭り入用とその負担の様子

	春 祭 り	風 祭 り	秋 祭 り	雨 乞 い
嘉永2年 1849		5貫788文 (46文)		
安政2年 1855	8貫636文 (68文)	7貫478文 (60文)		雨乞い2度分 3両3分と58文 (218文)
文久3年 1863	1両2朱 (68文)		10貫30文 (85文)	
慶応2年 1866	2両1朱と5貫 324文(165文)			

	天 王 祭	榛名山代参	三ッ峯山代参	備 考
嘉永2年 1849	9貫200文 (171文)	2分 (22文)		白米1升100文
安政2年 1855	9貫648文 (182文)	6貫027文 (49文)		” 111文
文久3年 1863	7貫432文 (138文)	5貫600文 (48文)	2分と2貫400文 (56文)	” 154文
慶応2年 1866	7貫159文 (137文)	1両1分 (84文)	1両1朱と600文 (81文)	” 450文

▼表の上段が祭りの総費用、下段()内が1戸あたり(熊川村では祭り入用は全て戸数割りの方法がとられている)の負担分。

春祭り、風祭り、秋祭り、雨乞い、榛名山代参費用は全村民(120~123戸)戸数割り。

天王祭の費用は南・内出地区(51~53戸)もち。

三ッ峯山代参費用は、牛浜を徐く100戸が負担している。

(石川彌八郎家文書「寛政12年・買出帳」より作成)

ない楽しみとなっていたはずであるが、ここにも幕府の奢侈禁止・風俗肅正を名とする厳しい監視の目が注がれていた。熊川村で、祭りや役人接待の様子を「買出帳」と名づけた小冊子で記し伝えているのもこうした目を意識したためなのかも知れない。祭りに関する手入れ事件はこの福生・熊川でもしばしば記録されているが、中でも特に大きいのが文政一〇年(二七)、福生村でおこった事件(「天王一件日記控」『近世3』152)である。文政一〇年三月、福生村では大破した天王社を村人の

総力で再建成就したが、その遷宮祭の節、湯立神楽の場所に小屋がけをし、薙を張ってあるのは手踊りにまぎらわしい致し方であるとして関東取締出役から即刻撤去を命じられた。ところが血気盛んな若者数名はそれではおさまらなかったとみえ、その後香具商人に歌舞伎の身振りをさせ、人寄せしたとして、その中心となった青年留五郎と名主重兵衛の親勘次郎は手鎖三〇日、その他四名の青年は三貫文ずつの過料（罰金刑）、名主重兵衛は急度叱りなどの厳しい処罰を受けている。思えば村の祭りひとつをとってみても村民は常にお上の意向をうかがいながら、しかしときにはこうした反発も示しながら生きぬいてきた時代だったのであろうか。